ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市

Shimótsuke

[2021市民生活ガイドブック]





この「市民生活ガイドブック」は、本市の事業、業務内容や手続きなど、市民の皆さまの役に立つ情報のほか、公共的な団体や医療機関の情報などをまとめてありますので、保存版としてお手元に置き、ご活用いただければ幸いです。

自治会に加入しましょう

市民協働推進課 ☎(32)8887

自治会とは?

地域に住む人たちの親睦と結びつきを深め、住みよい地域を築いていくことを目指す自治組織です。市内には 146の自治会があり、地域の特性に応じたイベントの開催や環境美化等さまざまな活動をしています。

地域のつながりを深めましょう!

「引っ越して来たので周りのことが分からない」、「親せきがいなくて不安」などというとき、頼れる存在がご近所さんです。

近年頻発している自然災害など、いざというときは、日頃 のご近所づきあいがなによりも大切です。地域活動や行事 へ参加して、みんなの心が通う地域をつくりましょう!

自治会に加入するには?

お住まいの地区の自治会長へご連絡ください。ご近所でお 尋ねになっても自治会長が分からない場合は、市民協働推進 課までお問い合わせください。

広報しもつけを受け取るには

総合政策課 ☎(32)8886

広報紙は、自治会や集合住宅の管理人さん経由で配布しています。また、市役所などの公共施設、駅、郵便局、スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストアにも設置しています。 広報紙の郵送を希望される方は、郵送依頼書を提出し、郵送代(1か月215円×希望月数分の切手)をご負担ください。

高齢者のみの世帯や障がいなどにより受け取りに行けない 方は、郵送代が免除されます。

郵送依頼書は、ホームページからダウンロードできます。ご希望の方には郵送依頼書を送付しますのでお問い合わせください。

FM ゆうがお

スタジオ 下野市祇園1-17 ☎(37)8790

令和元年 12 月 20 日に開局した市のコミュニティ FM 放送局 [FM ゆうがお] では、市の身近な情報を毎日、24 時間放送しています。

月曜日から金曜日の正午からは、市の情報番組 「しもつけピタッとラジオ」を放送しています。市からの大切なお知らせやイベント情報、身近な話題など、様々な情報をタイムリーにお届けします。

ぜひお聴きください。



集合住宅への広報紙の配布

総合政策課 ☎(32)8886

市内のアパート・マンション等の入居者で、 自治会に加入していない方には、広報紙が行き 届いていないことがあります。

アパート・マンションを管理している方で、 入居者への配布にご協力いただける方には、郵 送で広報紙をお届けしています。

■申込方法

集合住宅広報紙提供サービス申込書を提出

■広報紙の送付開始時期

申込書を提出した月の約1か月後

下野インフォメーション

総合政策課 ☎(32)8886

メール配信サービス「下野インフォメーション」は、あらか じめ利用登録された方の携帯電話やパソコンに、市に関する 情報等をメールで配信するものです。登録料は無料 (パケッ ト通信料は利用者負担)です。ぜひ、ご利用ください。

■登録方法

携帯電話の場合、右の二次元コードを読み込み、画面の案内に従い「空メール」を送信してください。



パソコンの場合、

https://service.sugumail.com/shimotsuke/member/ヘアクセスし、画面に従って手続きしてください。

下野市Twitter(ツイッター)

総合政策課 ☎(32)8886

ホームページの新着情報や、災害発生時の避難場所などの情報配信を行うため、ツイッターを運用しています。ぜひ、ご利用ください。

■利用方法

二次元コードを読み込むか、 https://twitter.com/city_shimotsuke にアクセスし、「フォロー」 をクリックしてください。

■下野市公式アカウント

@city_shimotsuke

カタログポケット

総合政策課 ☎(32)8886

「広報しもつけ」や行政カレンダーなどをデジ タル化し、スマートフォンやタブレット端末 に配信する[カタログポケット(カタポケ)]を 導入しています。

■特徴

- ・ブラウザ、スマートフォン、タブレットで快 適にいつでも閲覧可能
- ・ユニバーサルデザインのコンセプトをもと に、高い視認性と可読性を実現し、音声によ る読み上げもサポート
- ・多言語自動翻訳機能(英語・韓国語・タイ語・ スペイン語・中国語簡体字・中国語繁体字・ポル トガル語・インドネシア語・ベトナム語) に対応

■利用方法

スマートフォンなどで二次元コードを読み 込んで、無料アプリ[カタポケ]をダウンロー ドしてください。

※アプリは無料ですが、アプリのダウンロー ドや情報の受信などにかかる通信料は利用者 の負担になります。



Catalog Poket







Android

市政への提案

総合政策課 ☎(32)8886

市民の皆さまからのご意見を市政に反映させることを目的と して「市政への提案書」を受け付けています。

■提案方法

提案箱を市役所 1 階ロビーのしもつけ情報コーナーに設置 しています。このほか、郵送、ファクシミリ及び電子メールで の送付も受け付けています。

■提案書の取り扱い

お寄せいただいたご意見はすべて総合政策課でお預かりし、 市長に報告します。

- ・お名前やメールアドレス等は回答を送付する場合のみに使用 し、他の目的に使用することは一切ありません。
- ・送っていただいたご意見は、個人の特定につながる部分の 修正や要約などを行い、公開させていただくことがあります。
- ・ご意見が多岐に渡る場合など、回答までにお時間をいただく ことがありますのでご了承願います。

とちぎテレビデータ放送

総合政策課 ☎(32)8886

データ放送を見るには?

地上デジタル放送対応テレビで、チャンネルを「とちぎテレビ」 にあわせ、リモコンの「d」ボタンを押してください。あとは見 たい情報にリモコンの矢印を移動して「決定」ボタンを押すだ け。一覧に戻るには「戻る」ボタンを、テレビに戻るにはもう 一度「d」ボタンを押してください。

※アナログ対応テレビチューナーでデジタル放送を視聴してい る場合には、ご覧いただけないことがあります。

AED(自動体外式除細動器)

AEDを市内に設置しています

健康増進課 ☎(32)8905

AEDとは、心室細動が起こった際、心臓に電気ショックを与え、心臓 の動きを正常に戻す医療機器です。

■設置場所

- ・市役所
- ・公民館、コミュニティセンター
- ・図書館
- ・小中学校、保育園
- ・児童館、学童クラブ
- ・南河内体育センター、石橋体育セ ンター、南河内東体育館、国分寺 B&G海洋センター、国分寺聖武館、 国分寺武道館、石橋武道館、大松山 運動公園陸上競技場管理棟
- ・生涯学習情報センター
- ・下野薬師寺歴史館、しもつけ風土 記の丘資料館
- ・学校教育サポートセンター

- ・学習支援ドリーム
- ・きらら館、ふれあい館、ゆうゆう館
- ・地域活動支援センターゆうがお
- ・JR市内3駅の駐輪場
- グリムの館
- ・石橋農村環境改善センター、ゆう がおパーク
- オアシスポッポ館
- ・古民家カフェ「夜明け前」
- ・蔓巻公園、三王山ふれあい公園
- ・デマンド交通、市有バス、
- ・市内のコンビニエンスストア(セ ブンイレブン、ファミリーマート、 ミニストップ、ローソン)

AEDを貸し出します

スポーツ振興課 ☎(32)8920

市内で開催される各種イベント での救急救命活動に備えるため、 イベント主催団体にAEDを無料で 貸し出しています。申請や貸出方 法については、スポーツ振興課に お問い合わせください。



目 次

	自治会に加入しましょう	1	子育て・教育	
	FMゆうがお		ふわり(子育て世代包括支援センター) …	19
	広報しもつけを受け取るには		産後ケア	
	集合住宅への広報紙の配布		妊娠届(母子健康手帳・妊産婦健康診査)	
	下野インフォメーション		対域(は) 関係子板 対性が関係的性が こんにちは赤ちゃん訪問	
	下野市Twitter(ツイッター)			
	カタログポケット	2	育児・母乳・栄養相談	
	市政への提案		電話相談・家庭訪問・面接	
	とちぎテレビデータ放送		乳幼児健康診査等	
	AEDを市内に設置しています		フレッシュママ・パパ教室(両親学級)	
	AEDを貸し出します		妊産婦医療費助成	
		_	こども医療費助成	
;	窓口業務・届出・証明		手当・助成	
	延長窓口	4	保育園・認定こども園・幼稚園	20
	休日の戸籍届出		学童保育	20
	コンビニ交付		き里休日 食物アレルギー疾患生活管理指導表の	
	広域交付			21
	住所の異動のときは		作成に係る助成制度	21
	転入するとき!	5	保育士等就業奨励金交付制度	
	転出するとき	<i>C</i>	ファミリー・サポート・センター	
			子育て支援センター	
	戸籍に関する届出	/	ストップ!児童虐待	
	印鑑登録		児童館等	
	マイナンバーカード		安心子育てハンドブック	
	公的個人認証サービス (電子証明書)		小中学校	22
	戸籍・住民票関係証明書の発行 な	8	奨学金貸付	
	税務諸証明書の発行			
	旅券(パスポート)		就学援助制度	
	市税の種類	a	英語検定料助成金の交付	
	市税等の納付月)		
	便利な納付方法		生活環境	
	(大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)		1市2町広域連携ゆうがおバス	23
Ī	国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金		デマンド交通(おでかけ号)	
	国民健康保険 ······· 10		防災ラジオ	
	国民健康保険の主な給付	O	水道の手続きと料金	24
	国民健康保険税		下水道使用料	
	色式 性尿 床 ()	1	ごみの収集	25
		I	飼い犬	20
	後期高齢者医療保険の主な給付		斎場 ······	26
	後期高齢者医療保険料	_		20
	国民年金	2	市営墓地	
_			農業	~ =
1	建康・福祉・医療		農地	2/
	健康診査・がん検診	3	住宅・開発行為	
	妊娠サポート事業			
	がん患者のウィッグと乳房補整具の購入費助原	戉	市議会・選挙	
	予防接種事業		議会の傍聴	28
	医療費助成・医療給付 14	4	請願・陳情を出すには	
	高齢者福祉		議会だより	
	介護保険		今後の選挙予定	
	地域包括支援センター		投票所一覧	
	電域で記載をファー 障がい者手帳 ············ 1!	Е	(X示//I) 見	
			サイン・	
	自立支援医療		生活ガイド	
	障がい者への福祉手当等		市民相談一覧表	
	日常生活支援 16	6	市役所グループ編成・事務分担表	
	障がい児者相談支援センター ······ 18	8	市内のお医者さん(小山地区医師会)	32
	民生委員・児童委員		市内の歯医者さん(小山歯科医師会)	33
	地域医療体制		夜間、休日の急な病気(軽症)やケガのとき	
	在宅当番医(救急医療機関)		しもつけし病院・歯科医院マップ	34
	生活保護		便利な電話帳	٠ .
	生活困窮者自立支援事業		MI DIGHT MINISTER CONTINUES	

窓口業務・届出・証明

延長窓口

市役所では、一部の部署で、毎週 火曜日に午後7時まで業務の一部 を延長して行っています。詳しく は、お問い合わせください。

■窓口を延長している部署

休日の戸籍届出

市民課 ☎(32)8897

■取扱時間

休日(土日、祝日、年末年始) 午前8時30分~午後5時

- ■取扱窓口 市役所
- ■取扱業務 出生届・婚姻届・死 亡届等の受領、埋火葬許可証の交付 ※夜間は石橋消防署で受領(死亡届 を除く)します。

コンビニ交付

市民課 ☎(32)8896

コンビニで住民票の写し等の証明書を取得することができます。 サービスを利用するには、登録をしたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードと暗証番号(数字4ケタ)が必要です。

■設置場所

全国のセブンイレブン、ファミ リーマート、ローソン、ミニスト ップの店舗及び市役所 1 階のマル チコピー機

※マルチコピー機を設置していない店舗等では利用できません。

■取得できるもの

個人の住民票の写し、世帯全員 の住民票の写し、印鑑証明書

■手数料

1 通200円

■時間

午前6時30分~午後11時 (メンテナンス日を除く)

広域交付

市民課 ☎(32)8896

広域交付を利用すると、宇都宮市、上三川町、壬生町でも、下野市の住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書(謄本・抄本)の交付を受けることができます。

■利用できる方

住民票の写し 2市2町内に住民 登録のある方で、証明の対象とな る方ご本人、または証明の対象と なる方と同一世帯の方

戸籍の全部・個人事項証明書

2市2町内に住所登録と本籍のある方で同一戸籍の方

■受付日時

月〜金曜日(祝日は除く) 午前8時30分〜午後5時15分 (延長窓口では交付できません)

■受付場所

2市2町の証明書発行窓口

- ■必要なもの 身分証明書
- ■手数料

各市町の条例に定めた金額

住所の異動のときは

市民課 ☎(32)8896

住所を移すときには、住民異動届を提出してください。窓口で手続きする方の本人確認を行っています。官公署 発行の身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。同じ世帯以外の方が届出をするときには委任状が必要です。

届出事項	必要なもの	注意事項
転入届	【市外⇒下野市】 届出人の印鑑、転出証明書、年金手帳、 マイナンバーカード、住民基本台帳カード 【国外から転入された方】 パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票、印鑑、 入国した日付がわかるもの	転入された日から14日以内に届出をしてくださ い。国民健康保険に加入する方は申し出てください。
転出届	【下野市⇒市外】 届出人の印鑑、マイナンバーカード、 印鑑登録証、国民健康保険証、介護保険証	転出証明書を発行しますので、転出先に移ってから14日以内に転入届を済ませてください。 転出先の住所、世帯主を確認してから届出をしてください。
転居届	【下野市⇒下野市】 届出人の印鑑、国民健康保険証、介護保険証、 後期高齢者医療保険証、マイナンバーカード	転居した日から14日以内に届出をしてください。 世帯の状況に変更があった場合は、世帯主変更届 や世帯合併・世帯分離等の届出をしてください。

転入するとき

市民課 ☎(32)8896

下野市に転入した日(住み始めた日)から、14日以内に届出をしてください。手続きには転出証明書(特例転 出の方はマイナンバーカード)、本人確認書類(運転免許証など)、印鑑、その他手続きに必要なものをお持ちく ださい。

担当課名	該当事項	下野市での手続き
	国民健康保険・国民年金に加入する方	会社を辞めて転入してきた場合、資格喪失証明書と年金手帳が必要です。
市民課	後期高齢者医療に該当する方	が必要とす。 後期高齢者医療の被保険者証を後日郵送します。
☎ (32)8896	介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証を発行します。
	マイナンバーカードをお持ちの方	本人確認のできるものを持って、住所の変更届出及び署名用電子証明書の発行手続きをしてください。
	年度末の時点で18歳未満のお子	こども医療受給資格者証を発行します。該当するお子さんの
社会福祉課	さんがいる方	保険証、保護者の通帳、印鑑が必要です。
☎ (32)8902	妊娠中の方、ひとり親家庭の方	妊産婦医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の制度がありま すので、お問い合わせください。
	特別障がい者手当・障がい児福祉	
	手当・特別児童扶養手当を受給し	印鑑を持って住所の変更届出をしてください。
	ている方 特定医療費(指定難病)・一般特定	
	存足医療員(角足無例)・一般行足 疾患医療・小児慢性特定疾病医療	受給者証と印鑑、通帳で難病患者等福祉手当の申請ができま
 社会福祉課	受給者証をお持ちの方	す。
☎ (32)8900	身体障がい者手帳・療育手帳・精	手帳か受給者証と印鑑を持って、住所の変更届出をしてくだ
	神障がい者保健福祉手帳・自立支	さい。県外から転入された方で、療育手帳や精神障がい者保
	援医療受給者証 (精神通院) をお持	健福祉手帳をお持ちの方は、新規交付になりますので、写真
	ちの方	(縦4cm×横3cm、上半身無帽)1枚をお持ちください。
	身体障がい者手帳1・2級の方、 療育手帳A1・A2の方	重度心身障がい者医療費受給資格者証を発行します。 手帳、健康保険証、本人名義の通帳をお持ちください。
 高齢福祉課	☆月子版AI・AZの刀 介護保険の認定を受けている方	子帳、健康保険証、本人名義の通帳をの持ちへたさい。 介護保険受給資格証明書を持って、転入された日から14日
☎ (32)8904	(介護サービスを利用中の方)	以内に手続きをしてください。
	児童手当を受給している方(中学	請求者名義の通帳、健康保険証、父母のマイナンバーがわか
	3年生までのお子さんがいる方)	るもの、印鑑が必要です。
	児童扶養手当を受給している方	証書、印鑑、健康保険証、保護者名義の通帳が必要です。
 こども福祉課	遺児手当を受給している方	非課税証明書、戸籍謄本、母子·父子のマイナンバーのわか るもの、印鑑、保護者名義の通帳が必要です。
☎ (32)8903		7000、中央、休設省名義の危帳が必要とす。 児童扶養手当、遺児手当の制度がありますので、お問い合わ
(32)0303	ひとり親家庭の方	せください。
	保育園・認定こども園・幼稚園(市	 再度、入園申し込みが必要となります。また、保育料が変更
	内外問わず)に在園または入園申	になる場合がありますので、お問い合わせください。
5+ -+ IV.VFF	し込み中の方	
健康増進課 ☎(32)8905	妊娠中の方、乳幼児や小学生のお 子さんのいる方	母子健康手帳(妊娠中の方は妊婦健診受診票)を持って、手続
A (32)8905	1-2700701871	きしてください。
	原動機(サウ転車(12500以下) め	廃車の手続きが済んでいる場合、所有者の印鑑、廃車証明書
	原動機付自転車(125CC以下)や 小型特殊自動車(農耕用等)をお持	を持って、ナンバー変更の手続きを行ってください。廃車の 手続きが済んでいない場合、所有者の印鑑、前住所地のナン
->	万宝石が日勤年(展析用号)を切り	ゲー、標識交付証明書をお持ちのうえ、ナンバー変更の手続
税務課		きを行ってください。
☎ (32)8892	普通自動車やオートバイ(126CC	関東運輸局栃木運輸支局で、住所変更またはナンバー変更の
	以上)をお持ちの方	手続きを行ってください。
	軽自動車(四輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会栃木事務所で、住所変更またはナンバー変
		│更の手続きを行ってください。 │環境課で犬の登録手続きをしてください。旧住所の犬の登録
塚児誌 ☎(32)8898	犬を飼っている方	環境球で人の豆碱子杭さをしてくたさい。 日住州の人の豆碱 鑑札や狂犬病予防注射済票がある方はお持ちください。
学校教育課	小・中学生のおフナノがいるさ	
3 (32)8918	小・中学生のお子さんがいる方	各学校への転入学通知書を発行します。

転出するとき

市民課 ☎(32)8896

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入の手続きをしてください。転出を取りやめた場合は、「転出証明書」と身分証明書、印鑑をお持ちになり、転出取消の手続きをしてください。手続きには印鑑をお持ちください。

扣坐鈿夕		
担当課名	該当事項 印鑑登録をしている方	下野市での手続き 印鑑登録証をお返しください。
	国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証をお返しください。また、40歳から 74歳までの特定健康診査未受診の方は、特定健康診査受診券 もお返しください。
市民課 ☎(32)8896	後期高齢者医療制度に該当している方	後期高齢者医療被保険者証は、転出先で新しい保険者証が発行されましたら転出先市町村にお渡しください。県外へ転出の場合は、負担区分証明書の交付を受けてください。
	介護保険被保険者証の交付を受けている方	介護保険被保険者証をお返しください。
	介護保険の認定を受けている方	介護保険受給資格証明書の交付を受けてください。
社会福祉課 ☎(32)8902	各種医療費受給資格者証(こども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者)をお持ちの方	医療費受給者証をお返しください。また、下野市に住民票がある間の医療費助成申請をすみやかに行ってください。申請済の 医療費が振り込まれるまで口座を解約しないでください。
	特別児童扶養手当・特別障がい 者手当・障がい児福祉手当を受 給している方	新住所の市町村役場福祉課で手続きをしてください。
社会福祉課	難病患者等福祉手当を受給して いる方	資格喪失届を提出してください。手当の振込まで□座を解約し ないでください。
☎ (32) 8900	身体障がい者手帳・療育手帳・ 精神障がい者保健福祉手帳・自 立支援医療受給者証(精神通院) をお持ちの方	新住所の市町村役場福祉課に手帳または受給者証を持って行き、変更届を出してください。療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方で、県外に転出する方は、新住所で新規交付になりますので写真(縦4cm×横3cm、上半身無帽)と印鑑を持って、手続きをしてください。
高齢福祉課 ☎(32)8904	介護保険の認定を受けている方	介護保険受給資格証明書を持って、転出された日から14日以 内に転出先で手続きしてください。
(32) 0304	介護保険の認定申請中の方	転出する旨をご連絡ください。
こども福祉課	児童手当を受給している方	転出予定月までは下野市から支給されます。手当の振込まで口座を解約しないでください。転出先で、転出予定日の翌日から15日以内に新規申請をしてください。
☎ (32) 8903	児童扶養手当・遺児手当を受給 している方	転出する旨をご連絡ください。
	保育園・認定こども園・幼稚園 に在園または入園申し込み中の方	退園届を提出し、転出先市町村で再度入園申し込みをしてください。
健康増進課 ☎(32)8905	妊娠中の方、乳幼児のいる方	転出先で、母子健康手帳や妊婦健診受診票を提出してください。 妊婦健診受診票の交換や、お子さんの健診や予防接種の案内が あります。
環境課	犬を飼っている方	転出先へ、下野市の犬の登録鑑札や狂犬病予防注射済票を提出 してください。
☎ (32) 8898	市営墓地をお持ちの方	転出先の住民票(本籍記載)、印鑑、市営墓地使用許可証を持って、 環境課窓口で手続きしてください。
水道課 ☎(32)8911 下水道課 ☎(32)8912	上・下水道を使用している方	転出する旨をご連絡ください。
学校教育課 ☎(32)8918	小・中学校に在学している方	在学している学校で在学証明書と教科用図書給与証明書の交付 を受けてください。
	原動機付自転車(125cc以下)や 小型特殊自動車(農耕用等)をお 持ちの方	転出先でそのまま使用する場合、新住所の市町村で標識変更の 手続きをしてください。廃車する場合は、市役所税務課で廃車 手続きをしてください。
税務課 ☎(32)8892	普通自動車やオートバイ (126cc以上)をお持ちの方	新住所地管轄の運輸支局で住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
	軽自動車(四輪)をお持ちの方	新住所地管轄の軽自動車検査協会で住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
	税金の納付方法について	税務課窓口でご確認ください。

戸籍に関する届出

市民課 ☎(32)8897

戸籍は日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証する公文書です。定められた期限内に届け出てください。

届書の種類	必要なもの	注意事項
出生届 (子どもが生まれた とき)	出生証明書 届出人の印鑑	生まれた日から14日以内に届出をしてください。 命名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらが なの範囲に限られています。
婚姻届 (結婚するとき)	結婚する本人の印鑑 戸籍謄本(下野市に本籍がない方) 顔写真のついた官公署発行の本人確認 のための書類等(マイナンバーカード、 運転免許証、パスポート等)	結婚する2人の署名と押印が必要です。 証人(成人2人)の署名と押印が必要です。 未成年で初婚の方は、両親の同意が必要です。 住所の変更があった方は、住所の異動もしてくだ さい。
転籍届 (本籍を移すとき)	筆頭者・配偶者両方の印鑑 戸籍謄本(市内の転籍は不要)	筆頭者と配偶者の自筆の署名と押印が必要です。 ただし、夫婦の一方が死亡などにより除籍されているときは、筆頭者(配偶者)のみの届出となります。
死亡届 (お亡くなりのとき)	届出人の印鑑 死亡診断書	死亡の事実を知った日から7日以内に届出をして ください。
離婚届 (離婚するとき)	印鑑(協議離婚の場合は夫婦両方、調停離婚等の場合は届出人のもの)戸籍謄本(下野市に本籍がない方)顔写真のついた官公署発行の本人確認のための書類等(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	調停離婚等では、確定・成立の日から10日以内に申立人が届け出なければなりません。協議離婚の場合は、夫婦の署名・押印と証人(成人2人)の署名・押印が必要です。 夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。 住所の変更があった方は、住所の異動もしてください。

印鑑登録

市民課 ☎(32)8896

市に住民登録をしている方は1人につき1個、 印鑑を登録できます(ただし、年齢が15歳未満 の方を除きます)。

■登録手数料 300円

本人が申請する場合

■必要なもの

登録する印鑑、顔写真のついている官公署発行の本人確認のための書類等(運転免許証、パスポート、在留カード等)

※本人確認のための書類がない場合には、郵便による本人確認や保証書で登録ができます。

代理人が申請する場合

■必要なもの

登録する印鑑、代理人選任届、代理人の印鑑及 び顔写真のついている官公署発行の本人確認の ための書類等(運転免許証、パスポート、在留カ ード等)

※郵便照会を行うため、登録まで数日かかります。

登録できる印鑑

住民基本台帳に記録されている氏名(氏もしくは名、または氏名一部を組み合わせたもの)をあらわした、印影が鮮明で変形しない印鑑(1辺の長さが8mm以上25mm以下のもの)

マイナンバーカード

市民課 ☎(32)8896

マイナンバーカードは、本人確認情報が記載されたICカードです。顔写真付きマイナンバーカードは、公的な身分証明としてご活用いただけます。申請は必要書類を添付して直接J-LISに送付してください。お受け取りの案内が届きましたら、申請者ご本人が受取案内と本人確認書類等をお持ちになり市役所へお越しください。

平日に来庁できない方は、毎月第2日曜日(午前のみ)に 交付を行いますので、希望日の5日前(土日・祝日は除く)ま でにお電話で予約してください。

住所異動や戸籍の届出(市に住所がある方で、氏名・住所が変わる場合)の際には記載事項を変更しますので、マイナンバーカードをお持ちください。

公的個人認証サービス(電子証明書)

市民課 ☎(32)8896

公的個人認証サービスは、国や地方公共団体に対し電子申請・届出を行う際に、申請者のなりすましや申請内容の改ざん等を防ぐためのセキュリティ確保の手段(電子署名)と電子証明書を提供するサービスです。

■必要なもの

マイナンバーカード、官公署発行の本人確認の書類(運転免許証、保険証等)

■手数料 200円

戸籍・住民票関係証明書の発行

市民課 ☎(32)8896

証明書の主な名称	手数料	必要なものおよび注意事項
住民票の写し (個人・世帯全員)	300円	窓口にお越しになる方の印鑑と本人確認のための書類が必要です。代理人が 来庁される場合は上記書類に加えて委任状、本人・同一世帯以外の方が請求
住民票記載事項証明	300円	される場合は契約書など請求の正当性を明らかにする資料が必要です。
戸籍全部事項証明(謄本) 戸籍個人事項証明(抄本)	450円	窓口にお越しになる方の印鑑と本人確認のための書類
戸籍の附票	300円	代理人が来庁される場合は上記書類に加えて委任状
除籍全部事項証明(謄本) 除籍個人事項証明(抄本)	750円	本人・配偶者・直系親族以外の方が請求される場合には、契約書など請求の 正当性を明らかにする資料
改製原戸籍謄本・抄本	750円	
戸籍届出の受理証明書	350円	窓口にお越しになる方の印鑑及び本人確認のための書類(届出人以外は委任状が必要) ※上質紙の場合は手数料が1,400円になります。
身分証明書・独身証明書	300円	窓口にお越しになる方の印鑑及び本人確認のための書類(本人以外は委任状が必要)
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録証
自動車臨時運行許可証	750円	窓口に来る方の印鑑、自動車車検証、自動車損害賠償責任保険証明書(コピー不可)

税務諸証明書の発行

税務課 ☎(32)8893

証明書の主な名称	手数料	必要なもの及び注意事項
所得証明書、課税証明書、非課税証明書、住民稅決 定証明書、納税証明書、所有証明書、評価証明書、 公課証明書、名寄台帳記載事項証明書、無資産証明 書、所在証明書、営業証明書、地番図	300円	窓口にお越しになる方の印鑑と本人確認のための書類本人・同一世帯以外の方が請求する場合は委任状(地番図を請求する場合は不要)
車検用納税証明書	無料	窓口にお越しになる方の印鑑と本人確認のた めの書類、自動車車検証
住宅用家屋証明書	1,300円	窓口にお越しになる方の印鑑、その他住宅用 家屋証明書の申請に必要な書類

旅券(パスポート)

市民課 ☎(32)8896

■交付予定日

最短で申請受理日から休日を 除いて6日目です。書類の不備等 で交付が遅れる場合がありますの で、出発までに余裕をもって申請 してください。

■注意事項

写真は頭頂からあごまでが3.2 cmから3.6cm、ふちなし、正面向き、無帽、無背景、顔がはっきりと写っている提出前6か月以内に撮影したものをご用意ください。カラーコンタクト使用、洋服や装飾品等であごや顔の輪郭がはっきりしない、髪や眼鏡等のフレームが目にかかっているもの、色のついた眼鏡や光が反射しているもの等は使用できません。

届出事項	必要なもの
新規申請	一般旅券発給申請書、戸籍謄本(または抄本)、写真(縦 45mm×横35mm)、本人確認書類、前回取得した旅券が あればその旅券
切替申請	一般旅券発給申請書、写真(縦45mm×横35mm)、有効旅券、氏名・本籍・性別に変更がある場合には戸籍謄本(または抄本)
記載事項変更申請	一般旅券発給申請書(変更用)、戸籍謄本(または抄本)、 写真(縦45mm×横35mm)、有効旅券
査証欄の増補	一般旅券査証欄増補申請書、有効旅券(すでに交付されている場合)
紛失の届出	紛失一般旅券等届出書、写真(縦45mm×横35mm)、本人 確認書類、旅券の紛失・焼失を立証する書類(または紛 失の経緯に係る事情説明書)
旅券返納届	一般旅券返納届、戸籍謄本(または抄本)、届出人の本人 確認書類、返納する旅券

	申請の区分	収入印紙	収入証紙	合計
	10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
新規	5年有効旅券(申請時12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
	5年有効旅券(申請時12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更申請		4,000円	2,000円	6,000円
査証	查証欄増補		500円	2,500円

市税の種類

税務課 ☎(32)8891 · 8892

個人市県民税

1月1日現在、市内に住所があり前年に所得があった方、または 1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を所有する方で、市内に住所がない方に課税されます。

市県民税の申告は、前年の収入 を3月15日までに申告することに なっています。

ただし、給与所得のみの方で、

勤務先から給与支払報告書が提出 されている場合や、所得税の確定 申告書を提出した方などについて は、申告の必要はありません。

法人市民税

市内に事務所や事業所、または 寮等を有する法人等に申告納税義 務のある税です。

固定資産税

1月1日現在、市内に土地、家屋または償却資産(事業用)を所有する方に課税されます。

都市計画税

1月1日現在、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有する方に固定資産税とあわせて課税されます。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している人の属する世帯主に課税されます。

軽自動車税

4月1日現在、原動機付自転車、 軽自動車、二輪車、小型特殊自動 車(農耕用を含む)などを所有して いる方に課税されます。

市税等の納付月

税務課 ☎(32)8893

税目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税・都市計画税		1期		2期				3期		4期		
軽自動車税		1期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期月の末日(12月は25日)が納期限となります。末日が土・日・祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

便利な納付方法

税務課 ☎(32)8893

コンビニ、「PayPay」、クレジットカードでの納税

市税等は、全国の主なコンビニやスマートフォンアプリ「PayPay」(PayPay残高のみ)、クレジットカードで納付できます(金額が30万円以下で、納期限内のものに限ります)。

口座振替での納税

口座振替納付は手数料が不要で、納税に出向く必要 や納め忘れの心配もなく、便利で確実です。

■申込方法

各金融機関窓口に備えてある下野市市税等口座振替 依頼書に必要事項を記入し、通帳届出印を押して金融 機関の窓口にご提出ください。

市外の金融機関の窓口で申し込みをする際は口座に 振替依頼書をお持ちいただく必要がありますので、税 務課へご連絡ください。

■申し込みの際に必要なもの

預貯金通帳、通帳届出印鑑

・納期限を過ぎ ・残高不足等(

■注意事項

- ・納期限を過ぎた市税等は口座振替ができません。
- ・残高不足等により振替ができなかった場合は、納付 書により納付をしていただきます。
- ・□座振替の申し込みをいただいた市税等の税目については、翌年度以降も□座振替となります。
- ・申し込み内容に変更が生じた場合や口座振替をやめたいときは、取り扱い金融機関に変更・廃止の届出をしてください。

■口座振替ができる税・保険料

個人市県民税(普通徴収)、固定資産税·都市計画税、 軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料 (普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)

■取り扱い金融機関

足利銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫、宇都宮農 業協同組合、小山農業協同組合、三井住友銀行、ゆう ちょ銀行、みずほ銀行

※三井住友銀行は介護保険料と後期高齢者医療保険料の口座振替をお取り扱いしておりません。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金

国民健康保険

市民課 ☎(32)8895

勤務先の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険に加入するとき、もしくは脱退するときは、変更のあった日から14日以内に届出をしてください。手続きによって必要なものが異なります。別世帯の方の手続きは委任状が必要です。

交通事故にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者の行為によって受けたけがや病気の治療にかかる医療費は原則的には加害者の全額負担ですが、国民健康保険で一時的に医療費を立て替えることが可能です。国民健康保険を使うときは必ず市民課に届出をお願いします。

	手続きが必要な状況	必要なもの
加入時	職場の健康保険をやめたとき	社会保険資格喪失証明書または退職証明書や離職票
いいくいみ	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	職場の健康保険へ入ったとき	職場の健康保険証、国保の保険証
脱退時	被保険者が亡くなったとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	修学のために転出するとき	保険証、在学証明書、印鑑
その他	保険証をなくしたとき(再交付)	身分を証明できるもの(運転免許証等)、印鑑
	交通事故等にあったとき	保険証、事故証明書(原本)、印鑑

国民健康保険の主な給付

市民課 ☎(32)8895

高額療養費

1か月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えると、超えた分が高額療養費として支給されます。該当の方には診療月の翌々月以降に通知が送付されますので、手続きをお願いします。

また、限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は1医療機関での支払いが限度額までとなります。交付には窓口での申請が必要になります。

療養費

次のような理由で医療機関等の窓口で医療費を自己負担した場合は、申請及び審査ののちに自己負担分を除いた額が支給されます。

- ・急病などやむを得ない理由で被保険者証を持たずに治療を受けたとき
- ・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- ・骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- ・医師の同意を得て、あんま、はり、きゅう、マッサージを受けたとき
- ・輸血に生血を使ったとき
- ・緊急、やむを得ない理由により海外で治療を受けたとき

葬祭費

国民健康保険被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対し 5万円が支給されます。

出産育児一時金

国民健康保険被保険者の方が出産された場合に支給されます。出生時一人につき42万円が支給されます。

特定疾病

特定疾病(人工透析・血友病・HIV) に該当する国民健康保険被保険者の方は、申請により特定疾病療養受領証の交付を受けることができます。これを医療機関に提示することで、自己負担額が変わります。

国民健康保険税

税務課 ☎(32)8891

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人の医療費等を支払うための大切な財源となります。加入されている皆さんが病気やけがをしたとき安心して治療を受けられるように、みんなでお金を出し合って助け合う制度です。

税額算定の対象となる所得

国民健康保険税は、被保険者の 前年中の総所得金額等を基に算定 される所得割額、被保険者の数を 基に算定される均等割額、世帯ご とに算定される平等割額の合算額 が課税されます。

所得割額算定の基礎となる総所 得金額等には、以下の所得金額が 含まれます。

■総所得金額等

- ・総所得金額(事業・不動産・利子・ 配当・給与・雑・総合譲渡・一時)
- · 山林所得金額
- ・土地·建物等に係る長期短期譲 渡所得の金額
- ・株式等に係る譲渡所得の金額
- ・株式等に係る配当所得の金額
- ・先物取引に係る雑所得等の金額

後期高齢者医療保険

市民課 ☎(32)8895

75歳以上の方と一定の障がいがあると認められた65歳以上75歳未満の方が加入する医療制度です。

瞳がい認定

一定の障がいのある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の障がいを有するときは、申請により後期高齢者医療保険に加入することができます。申請には次の障がい等を証明できる書類と保険証が必要です。

- ・身体障がい者手帳をお持ちの方で障がいの程度が1級から3級の方と4級の一部の方
- ・障がい年金を受給中で公的年金の障がい年金証書の 障がい等級が1級または2級の方、または業務上の災 害を事由とする障がい年金を受給中の方で障がい等級 が1~4級の方

- ・療育手帳をお持ちの方で等級がA1、A2の方
- ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方で等級が1 級または2級の方

交通事故等にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者の行為によって受けたけがや病気の治療にかかる医療費は原則的には加害者の全額負担ですが、後期高齢者医療広域連合が一時的に医療費を立て替えることが可能です。

後期高齢者医療保険を使うときは、必ず市民課に届 出をお願いします。

保険証の再交付の届出

保険証をなくしたときは届出により再交付します。

■必要なもの

身分を証明できるもの(運転免許証等)、印鑑 ※本人や世帯主以外の方が申請に来る場合は委任状を お持ちください。

後期高齢者医療保険の主な給付

市民課 ☎(32)8895

高額療養費

1か月に支払った医療費の自己 負担額が自己負担限度額を超える と、超えた分が高額療養費として 支給されます。

該当の方には診療月の翌々月以 降に通知が送られます。

また、限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は1医療機関での支払いが限度額までとなります。交付には窓口での申請が必要になります。

療養費

次のような理由で医療機関などの窓口で医療費を自己負担した場合には、自己負担分を除いた額が支給されます。

- ・急病などやむを得ない理由で被 保険者証を持たずに治療を受けた とき
- ・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- ・骨折やねんざなどで柔道整復師 の施術を受けたとき
- ・医師の同意を得て、あんま、はり、

きゅう、マッサージを受けたとき

- ・輸血に生血を使ったとき
- ・緊急、やむを得ない理由により 海外で治療を受けたとき

葬祭費

被保険者が亡くなられたときは、 葬祭を行った方に対し5万円が支 給されます。

特定疾病

特定疾病(人工透析・血友病・HIV)に該当する方について、申請により自己負担額が1か月1万円となります。

後期高齢者医療保険料

税務課 ☎(32)8891

保険料

保険料は、都道府県ごとに決められた保険料率をもとに、一人ひとり決まります。

被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて 負担する「所得割額」の合計が保険 料になります。

均等割額、所得割率、試課限度額 は2年ごとに見直されます。年度途 中で資格を取得した場合は、月割計算されます。

保険料の納付

原則、介護保険料が天引きされている年金から天引きされます。

天引きの対象となる年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替により納めることになります。

納付書払いの方は「□座振替」 に切り替えると便利です。 □座 振替にすれば、わざわざ納めに行く手間がはぶけ、うっかり納め忘れをすることもなく、確実に納められます。 また、1度手続きをすると自動的に更新されます。

□座振替のお手続きは、下野市 指定の金融機関の窓□で行えま す(9ページ参照)。

※□座振替が開始されるまで申請からおおむね1か月程度要します。 ※国民健康保険税を□座振替で納めていた方も改めて金融機関にて□座振替のお手続きが必要です。

国民年金

市民課 ☎(32)8895

■加入者

種別	加入者
第1号被保険者	20歳から60歳未満の方で、自営業者、農林業者、学生、無職の方
第2号被保険者	厚生年金、各種共済組合の加入者
第3号被保険者	厚生年金、各種共済組合の加入者である第2号被保険者に扶養されている配偶者
第 3 亏饭休陕台	※ただし、配偶者の勤務先に届出が必要です。

■保険料

種別	納付方法	
第1号被保険者	日本年金機構から送られてくる納付書で納付します。	
(強制加入)	口座振替・クレジットカード支払いもありますのでご利用ください。	
第2号被保険者	厚生年金や共済組合の保険料と一緒に給料から天引きされますので、自分で納める必要はあり	
(強制加入)	ません。	
第3号被保険者	配偶者の加入する厚生年金や共済組合が制度全体として負担する仕組みとなっていますので、	
(強制加入)	自分で納める必要はありません。	
	経済的な理由から保険料を納められない場合は、申請することにより保険料を免除または猶予	
保険料の免除	されることがあります。申請手続きは、毎年必要です。	
納付猶予	ただし、前年に全額免除及び納付猶予の承認を受けた人に限り、毎年度の申請書の提出が不要	
	となります。免除の期間は7月から翌年6月までです。	
	大学・短大・各種学校(科目履修生、外国の学校などは対象とならない場合があります)等の学	
学生納付特例	生が申請することにより、本人の所得によって保険料の納付が猶予されます。	
	納付特例の期間は毎年4月から翌年3月までです。	

■届出・請求

届け出が必要な状況	手続き	届出先	
会社を退職したとき	国民年金加入(第1号被保	市民課	
配偶者が扶養からはずれたとき	険者)手続き		
配偶者の扶養となったとき	第3号被保険者手続き	配偶者の勤務先	
配偶者の会社が変わったとき	第3号被保険者(変更届)	配偶者の新しい勤務先	
		第1号被保険者 市民課または年金事務所	
年金手帳をなくしたとき	再交付手続き	第2号被保険者 勤務先	
		第3号被保険者 配偶者の勤務先	
□座振替(開始・停止・変更)をするとき	□座振替依頼書等の提出	金融機関または年金事務所	
納付書をなくしたとき	納付書再発行	市民課または年金事務所	
収入が少なく保険料の納付が困難なとき	免除申請及び納付猶予	市民課	
学生で収入が少なく保険料の納付が困難なとき	学生納付特例申請		
65歩になったレキ		第1号被保険者期間のみの方 市民課	
65歳になったとき	老齢基礎年金の手続き	それ以外の方の年金事務所	
障がいの状態になったとき	障がい基礎年金の手続き	初診日に第1号被保険者 市民課	
陸かりの休息になりたこと	陸かい基礎牛並の手続き	初診日に第3号被保険者 年金事務所	
国民年令加入中に死亡したとき	遺族基礎年金の手続き	市民課	
国民中並加入中に死亡したこと	国民年金加入中に死亡したとき		
		障がい基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金	
年金受給者が死亡したとき	死亡届・未支給年金手続き	のみを受給している場合 市民課	
		それ以外の場合 年金事務所	
付加年金に加入するとき	付加年金の加入手続き	市民課	

付加年金とその仕組み

付加年金とは、国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料をプラスして納付することで、将来、老齢基礎年金に上乗せして支給される制度です。

付加保険料は月額400円です。受給額の計算式は、年額200円×付加保険料納付月数となります。

- ※付加年金は申し込みの日から加入となります。さかのぼっての加入はできません。
- ※国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することができません。
- ※老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ請求した場合は、付加年金も減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

健康•福祉•医療

健康診査・がん検診

健康増進課 ☎(32)8905

特定健康診査等

20歳から39歳までの方と、国 民健康保険や後期高齢者医療制度 にご加入の方に、健康診査を無料 で実施しています。

■内容 計測、血圧測定、血液検 査、尿検査など

※特定健康診査と後期高齢者健康 診査は、市が会場などを設定する 集団検診のほか、市が指定する医 療機関でも受診できます。ヤング 健診は集団検診のみです。

がん検診等

死因第一位である「がん」の早期 発見を目指して、各種がん検診等 を無料で実施しています。

※一部自己負担金がある検診があ ります。

健診結果説明会

集団検診受診者等を対象に、健 診結果の説明会を行います。

特定保健指導

国民健康保険被保険者で、特定 健診で積極的支援、動機づけ支援 と判定された方が対象となります。 該当の方にはご案内をします。

妊娠サポート事業

健康増進課 ☎(32)8905

市不妊治療費助成・不育症治療費助成

保険適用外である人工授精治療 (AIH)や特定不妊治療(体外受 精・顕微授精、一環として行われ る男性不奸治療)、不育症の治療 費に対し助成をしています。

※特定不妊治療は、あらかじめ栃 木県の「不妊に悩む方への特定治 療支援事業 | の手続きをしてくだ さい(所得制限などにより対象と ならない場合もあります)。

■対象者

法律上の婚姻をしている夫婦で、 次のすべての項目に該当する方

- ・市に1年以上住所を有する方
- ・市税を滞納していない方
- ・医療保険に加入している方



がん患者のウィッグと 乳房補整具の購入費助成

健康増進課 ☎(32)8905

がんを治療している方の、医療 用ウィッグ及び乳房補整具の購入 費用の一部を助成します。

■対象者

次のすべてに該当する方

- ・市に住所を有する方
- ・がんと診断され、その治療を行 っている方
- ・がん治療に伴う脱毛、乳房の切 除等により、補整具が必要である方
- ・市税を滞納していない方
- ・過去にこの助成金の交付を受け ていない方

■助成対象

- ・ 医療用ウィッグ(本体の購入費)
- ・乳房補整具(補整下着、シリコ ンパッド等)
- ■助成額 購入額の2分の1 (100円未満切捨て)
- ・医療用ウィッグ上限3万円
- ・乳房補整具上限2万円
- ■申請期限 購入日から1年以内
- ■申請方法 交付申請書、がん治 療を証明する書類、補整具の領収 書を健康増進課に提出

予防接種事業

健康増進課 ☎(32)8905

感染の恐れがある病気の発生及び蔓延を予防するた めに、予防接種を実施しています(対象となる条件が あります)。

定期予防接種

県内の医療機関において接種できます。県外で接種 を希望する場合は、予防接種依頼書が必要となります ので、事前に健康増進課へご相談ください。

■対象となるもの

A類(無料) ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三 種混合、不活化ポリオ、BCG、MR1期・2期・5期、 日本脳炎、二種混合、水痘、B型肝炎、子宮頸がん予 防(現在勧奨を差し控えています)、ロタ

B類(一部助成)

高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌

任意予防接種

下野市・小山市・上三川町・野木町の医療機関(小 山地区医師会)で接種できます。小山地区医師会以外 で接種を希望する場合は、事前に健康増進課へご相談 ください。

■対象となるもの(一部助成)

おたふくかぜ、風しん・MR (成人)、小児インフル エンザ(生後6月から小学6年生まで)

特別な理由による任意予防接種の助成

骨髄移植手術等により、過去に接種した定期予防接 種の予防効果が期待できないと医師に判断された方 が、その予防接種を任意に受ける場合、その費用を助 成します。対象となる予防接種や条件等について、事 前に健康増進課へお問い合わせください。

医療費助成・医療給付

社会福祉課 ☎(32)8902

医療費助成

医療費の保険診療の自己負担分を助成します。

重度心身障がい者医療費助成

■対象者

重度の心身障がい者

こども医療費助成

■対象者

年度末までに満18歳になる方

ひとり親家庭医療費助成

■対象者

ひとり親家庭等の親と子

妊産婦医療費助成

■対象者 妊産婦

養育医療給付制度

からだの発育が未熟なまま生まれ、指定されている医療機関で入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担します。

高齢者福祉

高齢福祉課 ☎(32)8904

高齢者福祉サービスの詳しい内容や利用要件、申込方法は事前にお問い合わせください。

安否確認・緊急通報システムの貸与事業

体調等に不安を感じている一人 暮らしの高齢者を対象に、安否確 認機能のついた緊急通報システム 機器を貸与します。

配食サービス事業

一人暮らしの高齢者及び高齢者 のみの世帯の方を対象に、昼食時 にお弁当の配達をしながら安否確 認を行います。

徘徊高齢者等あんしんサービス事業

徘徊行動等により所在不明となる可能性がある認知症高齢者や障がい者を在宅で介護している方を対象に、位置検索システム(GPS機器貸与、二次元コードシール)により居場所を早期発見することで安全を確保するサービスを提供します。

声かけふれあい収集事業

高齢や障がい等の理由により、 ご自分で家庭ごみを収集場所に出 すことが困難な方に対し、見守り を兼ねて家庭ごみを定期的に回収 します。

ねたきり老人等介護手当事業

ねたきり高齢者及び認知症高齢 者と同居し、主に在宅で介護をさ れている方を対象に、月額3,000 円の介護手当を支給します。

ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業

在宅または入院中で、常時紙おむつを使用していて介護が必要な高齢者や障がい者等に対し、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付します。

高齢者外出支援事業

通院等の日常的な外出が困難な 75歳以上の方を対象に、デマン ド交通(おでかけ号)利用券を年間 10枚交付します。

※デマンド交通については、23ページをご覧ください。

介護保険

高齢福祉課 ☎(32)8904

介護保険は、40歳以上の方が保険料を負担し、介護を必要とされる方 やその家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

被保険者

市内に住んでいる65歳以上の加入者を第1号被保険者、40歳から64歳までの加入者を第2号被保険者といいます。

保険料の納め方

第1号被保険者

年金額が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。65歳になったときや、転入したときなどは、一時的に納付書または口座振替で納めます。

第2号被保険者

国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税とまとめて世帯主が納めます。勤務先の健康保険に加入している方は、健康保険の保険料とまとめて給与から天引きされます。

介護保険サービスを利用するには

サービスを利用するためには、要介護(要支援)認定を受けて、ケアプランの作成が必要です。ケアプランは利用者が作成することもできますが、ケアマネジャーと相談して作成すると、サービスの利用に関する様々な調整も行えます。

地域包括支援センター

高齢福祉課 ☎(32)8904

高齢者がいつまでも住み慣れた 地域で安心して生活していけるよ う、相談や支援などの総合窓口と してお手伝いをします。

■役割

総合相談支援、権利擁護、包括 的・継続的ケアマネジメント支援、 介護予防ケアマネジメント支援、 認知症支援、在宅医療・介護連携

■問い合わせ先

地域包括支援センターみなみかわち

仁良川1651-1(特別養護老人ホームにらがわの郷内)

2(48)1177

地域包括支援センターいしばし

下古山1174(特別養護老人ホームいしばし内) ☎(51)0633

地域包括支援センターこくぶんじ

小金井789(ゆうゆう館内)

☎(43)1229

障がい者手帳

社会福祉課 ☎(32)8900

次のような手帳を取得することにより、障がいの種 別とその程度に応じた各種の福祉サービスを利用する ことができます。

身体障がい者手帳

身体に障がいのある方(視覚、聴覚、肢体、心臓機 能、呼吸器機能等)に交付されます。

療育手帳

児童相談所 (18歳未満) または栃木県障がい者総合 相談所(18歳以上)において、医学的・心理学的判定 により知的障がいと判定された方に対して交付されま す。

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患のある方のうち、精神障がいのため、日常 生活または社会生活に制約のある方に対して交付され ます。

自立支援医療

社会福祉課 ☎(32)8900

心身の障がいを除去・軽減するために必要な医療の 医療費において自己負担額を軽減するための公費負担 医療制度です。

精神诵院医療

統合失調症などの精神疾患を有し、通院による精神 医療を継続的に要する方が対象です。

更生医療

18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた方で、 その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実 に効果が期待できる方が対象です。

育成医療

18歳未満の身体障がいを有する児童で、その障が いを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が 期待できる方が対象です。

障がい者への福祉手当等

社会福祉課 ☎(32)8900

特別障がい者手当

■対象者

身体または精神に著しく重度の 障がいがあるため、日常生活にお いて常時特別の介護を必要とする 在宅の20歳以上で次のいずれかに 該当する方

- ・身体障がい者手帳1.2級程度の 異なる障がいが重複している方
- ・身体障がい者手帳1.2級程度の 障がい及び最重度の知的障がいが 重複している方
- ・身体及び精神に前記と同程度の 障がい、疾病等のある方

■支給制限(次のいずれかに該当)

- ・施設に入所されている方
- ・病院に3か月以上入院している方
- ・障がい者本人または扶養義務者 の所得が一定以上である方
- **■手当月額** 27,350円

障がい児福祉手当

■対象者

身体または精神に重度の障がい があるため、日常生活において常 時介護を必要とする在宅の20歳未 満で次のいずれかに該当する方

- ・身体障がい者手帳1級の方、2 級の方(一部)
- ・最重度の知的障がいがある方
- ・身体または精神に前記と同程度 の障がい疾病のある方

■支給制限(次のいずれかに該当)

- ・施設に入所されている方
- ・障がい年金を受給している方
- ・障がい者本人または扶養義務者 の所得が一定以上である方
- **■手当月額** 14.880円

特別児童扶養手当

■対象者

次のいずれかに該当する身体ま たは精神に障がいのある20歳未満 の児童を養育している方

- 1級(重度障がい児)身体障がい 者手帳1·2·3級(一部)、療育手帳 A 1 · A 2、診断書審査結果が1 級の方
- ・2級(中度障がい児)身体障がい 者手帳3·4級(一部)、療育手帳B 1、診断書審査結果が2級の方

■支給制限(次のいずれかに該当)

・障がいにより公的年金等を受け ることができる方

- ・児童福祉施設等に入所している方
- ・受給者または扶養義務者の所得 が一定以上である方

■手当月額

1級 52,500円 2級 34.970円

難病患者等福祉手当

■対象者

国または県が指定した難病の対 象となっている難病患者または小 児慢性特定疾患で、栃木県が発行し た受給者証の交付を受けている方

- **■手当月額** 2,500円
- ■注意事項 手当は申請月分から 支給となります。

福祉タクシー事業

基本料金分のタクシー券を1月 あたり4枚交付します。

■対象者(次のいずれかに該当)

- ・1級または2級の身体障がい者 手帳所持者
- 1級または2級の精神障がい者 保健福祉手帳所持者
- ・療育手帳所持者

日常生活支援

社会福祉課 ☎(32)8900

障がいのある方の自立と日常生活の向上のためのサービスを提供します。個別に支給決定が行われる障がい福祉サービスと、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業があります。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要になりますので、まずはご相談ください。

■障がい福祉サービス

類種	事業名	事業の概要		
	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において必要な支援 を行います。		
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		
介	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要 な支援を行います。		
介護給付	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。		
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間・夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、 介護及び日常生活の世話を行います。		
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに 創作的活動または生産活動の機会を提供します。		
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		
	自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活 能力の向上のために必要な訓練を行います。		
	宿泊型自立訓練	居室等を利用させるとともに、家事等の日常生活能力の向上のために必要な支援 を行います。		
訓練等給付	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向 上のために必要な訓練を行います。		
給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用して就労した人に、就労の継続を図るために必要な支援を 行います。		
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の 向上のために必要な訓練を行います。		
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。		
支 地	地域移行支援	入所・入院していた人に、住居の確保、その他の地域生活に移行するための必要 な支援を行います。		
支援給付	地域定着支援	単身等で生活する人に常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。		
	自立生活援助	施設等を利用しており一人暮らしを希望している人に必要な支援を行います。		

■地域生活支援事業

事業名	事業の概要
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報を共有することや権利擁護のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。 ※申請は、社会福祉課までFAXしてください(FAX 32-8601)。
日常生活用具給付事業	障がい者・障がい児の方へ日常生活をしやすくするため日常生活用具を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を 促すため外出の支援を行います。
地域活動支援センター事業	精神に障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流促進等の支援をします。
日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な 休息のために、障がい者等の日中における活動の場を確保します。
身体障がい者用自動車改造 費給付事業	就労等のため重度の身体障がい者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、ア クセルなどを改造するときは、改造費用を助成します。
身体障がい者自動車運転免 許取得費用助成事業	身体障がい者が、自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車 教習所等で要した教習費用について助成をします。
訪問入浴サービス事業	自力または家族の介護のみでは入浴ができない人工呼吸器等を装着している方の、 居宅での入浴支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方に対して、成年後見の 申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援など、障がい者、その家族、地域住民における自発的 な取り組みに対し支援を行います。
理解促進研修・啓発事業	障がい者などが日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者などの理解を深めるための啓発を行います。

■児童福祉法によるサービス

事業名	事業の概要	
児童発達支援 (未就学児)	児童発達支援センター等の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識 の技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関 等にて、児童発達支援及び治療を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における 基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援 を行います。	
放課後等デイサービス (学齢児) 学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障がい児について、授業 たは休業日に児童発達支援センター等の施設にて、生活能力向上のたる 練、社会との交流の促進、その他の支援を行います。		
保育所等訪問支援	保育園その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を 訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行い ます。	

障がい児者相談支援センター

障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

障がい者手帳の有無に関わらず、市内にお住まいの 障がいのある方や児童、そのご家族などが気軽に相談 できる窓口です。日常生活のことから必要なサービス や制度のことなど、総合窓口としてお手伝いします。

■業務内容

障がい児者の相談・個別支援、障がい福祉サービスの利用支援、地域での生活や就労支援、障がい者の権利擁護や虐待防止

民生委員・児童委員

社会福祉課 ☎(32)8899

日常生活を営むなかで、福祉や子育てで様々な問題を抱え、相談相手がいないまま悩んでいる方は多いと 思います。

民生委員・児童委員は、こうした方の問題を解決するため、専門機関や福祉サービスを紹介するなど、行政とのパイプ役として活動しています。

個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動 を行っていますので、安心してご相談ください。

お住まいの地区の民生委員・児童委員がわからないときは、社会福祉課までお問い合わせください。

地域医療体制

健康増進課 ☎(32)8905

夜間や休日に比較的症状が軽い病気やけが等で困ったときは、夜間休日急患診療所をご利用ください。また、休日に急な歯科診療を必要となったときには、休日急患歯科診療所をご利用ください。

夜間休日急患診療所

- **■診療科目** 内科、小児科
- ■診療日時 平日・土曜 午後7時~10時 日曜・祝日・振替・年末年始(12月31日~1月3日) 午前10時~正午、午後1時~5時、午後6時~9時
- ■診療場所 小山市神鳥谷2251-7
 - ☎(39)8880 FAX(39)8882
- ■利用上の注意 受付時間は診療終了15分前までです。内科医等が小児科の診療を担当することがあります。事前に電話をしてから来院してください。受診時には、保険証等をお持ちください。

休日急患歯科診療所

- ■診療日時 日曜・祝日・振替・年末年始(12月31日~1月3日)午前10時~正午、午後1時~4時
- ■診療場所 小山市神鳥谷2251-7
 - ☎(39)8881 FAX(39)8883
- ■利用上の注意 受付時間は診療終了15分前までです。 受診時には保険証等をお持ちください。

在宅当番医(救急医療機関)

健康増進課 ☎(32)8905

夜間に比較的症状が軽い急な病気やけが等で困ったときは、小山医療圏(下野市、小山市、野木町、上三川町)において1日2つの医療機関が当番制で在宅当番医(救急医療機関)を開設していますのでご利用ください。

在宅当番医は、毎月の広報紙または市ホームページでご確認ください。

■診療日時

- ·平日、日曜日 午後5時~翌日午前9時
- ・土曜日、祝日の前日、年末年始(12月29日~1月2日)

午後5時~翌日午後5時

■診療場所

6つの医療機関のうち1日2つ の医療機関が当番制で診療します。

- ①杉村病院(小山市)
- ②小山整形外科内科(小山市)
- ③光南病院(小山市)
- ④石橋総合病院(下野市)
- ⑤小金井中央病院(下野市)
- ⑥野木病院(野木町)

■利用上の注意

受診する場合は、必ず当番医を 確認し、事前に病院へ電話してく ださい。

各医療機関では医師が交代で当 直制をとっているため、希望され る治療が困難な場合もあります。

受診時には保険証等をお持ちください。

生活保護

社会福祉課 ☎(32)8901

生活保護は、資産や能力などを 活用しても、なお生活に困る世帯 に対し、困窮の程度に応じて必要 な保護を行い、健康で文化的な最 低限度の生活を保障し、再び自分 の力で生活できるよう援助する制 度です。

生活にお困りの方は、お気軽にご相談ください。

生活困窮者自立支援事業

社会福祉協議会 ☎(43)1236

生活困窮状態からの早期自立を 支援する事業です。家賃が払えな い、経済的に不安、仕事がない、 引きこもり、病気が心配など生活 の不安や悩み事について、お気軽 にご相談ください。

子育て・教育

ふわり(子育て世代包括支援センター)

健康増進課 ☎(32)8905

妊娠から子育てまで、様々な悩みについて、保健師 や助産師が相談をお受けします。

妊娠中や産後の健康面の悩みや不安、母乳に関する ことなど、お気軽にご相談ください。

妊娠届(母子健康手帳・妊産婦健康診査)

健康増進課 ☎(32)8905

医療機関で妊娠していると診断されたら、市に妊娠の届出をしましょう。母子健康手帳や妊婦健康診査受診票(14回分)、産婦健康診査受診票(2回分)、新生児聴覚検査受診票をお渡しします。

■必要書類 妊娠届出書(窓口)、個人番号確認書類、 代理申請の場合は委任状及び代理人の身分証明書

育児・母乳・栄養相談

健康増進課 ☎(32)8905

お子さまの成長や発達に関すること、授乳や離乳食に関することなどのご相談に応じます。相談日時は、 広報紙等でご確認ください。

乳幼児健康診査等

健康増進課 ☎(32)8905

乳児期(4か月・10か月)、幼児期(1歳6か月・3歳)に、お子さまの健やかな発育、発達を促すために健康診査、また2歳児にむし歯予防の一環として歯科検診を実施します。対象の方へは個別にお知らせします。

産後ケア

健康増進課 ☎(32)8905

出産後1年までの母子に対して心身のケアや育児の サポート等を行い、産後も安心して子育てできるよう 支援を行います。利用にあたっては、お早めに健康増 進課にご相談ください。

こんにちは赤ちゃん訪問

健康増進課 ☎(32)8905

4か月未満の乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行います。

- ■対象 4か月未満の乳児がいる家庭
- ■手続き 出生届出時に提出された「お誕生連絡票」を もとにご連絡します。

電話相談・家庭訪問・面接

健康増進課 ☎(32)8905

保健師や臨床心理士、管理栄養士が相談に応じます。 発育や発達、お子さまとの関わり方、食事、予防接種 のことなどお気軽にご相談ください。

フレッシュママ・パパ教室(両親学級)

健康増進課 ☎(32)8905

新しい家族を迎えるために、妊娠・出産・育児について学びます。申し込みが必要になりますのでお問い合わせください。

妊産婦医療費助成

社会福祉課 ☎(32)8902

妊産婦に対して保険診療の自己負担分が助成されます。

■必要書類

登録申請には印鑑、健康保険証、母子 手帳、普通預金通帳(本人名義)、本人の 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

こども医療費助成

社会福祉課 ☎(32)8902

年度末までに満18歳になる方に保険 診療の自己負担分が助成されます。

■必要書類 登録申請には印鑑、健康保険証(お子様の名前の記載があるもの)、 普通預金通帳(保護者名義)、保護者・ お子様の個人番号(マイナンバー)が確認 できるもの

手当・助成

こども福祉課 ☎(32)8903

児童の家庭環境により手当が 支給されます。

児童手当

■手当額(月額)

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 10,000円(第1子・第2子) 15,000円(第3子以降)
- ・中学生 10,000円

※所得要件超過 一律5,000円

児童扶養手当

■手当額(月額)

43,160円(全部支給の場合) ※所得に応じて支給。対象児童 数により加算。

遺児手当

■手当額(月額) 3,000円

※市民税所得割が非課税の方

育児ママ・パパリフレッシュ利用券

在宅乳幼児(3か月~3歳未満)を養育する同居の保護者の方が、 冠婚葬祭、通院等でお子さまを一時的に預けたいときに保育施設で 利用できる利用券(36時間分)を 支給します。

|子育て世帯外出支援(デマンド交通利用券)|

未就学児の保護者の方を対象に デマンド交通利用券を1世帯につ き10枚交付します。

※デマンド交通については、23 ページをご覧ください。

保育園・認定こども園・幼稚園

こども福祉課 ☎(32)8903

支給認定区分

現在の子ども・子育て支援制度では幼稚園や保育園などの教育・保育施設を利用する際に支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が変わりますのでご注意ください。

■認定区分

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定 満3歳以上のお子さまで、保育を必要とせず、教育のみを希望する方		幼稚園
一一一一	個ろ威以上のの丁でよど、休月で必安とピタ、教月のので布主タる月	認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さまで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育	保育園
2 亏 1 1 1 1	園等での保育を希望する方	認定こども園
3号認定	満3歳未満のお子さまで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育	保育園
3 亏 能	園等での保育を希望する方	認定こども園

市内の保育園・認定こども園・幼稚園

■保育園

住所	電話番号
本吉田783-1	(48) 5054
下長田69	(52) 1127
小金井1249-1	(44) 3377
駅東6-10-3	(44) 2788
薬師寺3311-229	(58) 7438
薬師寺1584-6	(48) 5530
下古山3025-1	(39) 6305
薬師寺2362-5	(48) 0063
	本吉田783-1 下長田69 小金井1249-1 駅東6-10-3 薬師寺3311-229 薬師寺1584-6 下古山3025-1

■認定こども園

施設名	住所	電話番号
第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	(44) 9988
野ばら幼稚園	中大領386-1	(53) 5508
愛泉幼稚園	小金井4-12-8	(44)7783
第二愛泉幼稚園	柴1403-12	(44) 2838
むつみこども園	柴769-17	(44) 0405
薬師寺幼稚園	薬師寺1584-2	(48) 0132

■幼稚園

施設名	住所	電話番号
石橋幼稚園	石橋535	(53) 0218

■保育料

お子さまの認定区分や年齢、保護者の市町村民税所得割額により算出します。 世帯の状況によって、保育料が減免になる場合があります。



学童保育

こども福祉課 ☎(32)8903

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや 生活の場を提供しています。

■学童保育室

施設名	対象小学校区	問いる	合わせ先
国分寺東小学童保育室	国分寺東小	国分寺東児童館	2 (44) 2604
国分寺小学童保育室			
国分寺駅西学童保育室	国分寺小	国分寺駅西児童館	2 (44) 0786
国分寺姿西学童保育室			
南河内児童館学童保育室	祇園小		
吉田東小学童保育室	吉田東小・吉田西小) 南河内児童館	a (44) 8420
緑小学童保育室	緑小		1 (44) 0420
薬師寺小学童保育室	薬師寺小		
石橋小学童保育室	石橋小・細谷小	こどもの広場	
古山小学童保育室	古山小	いしばし	2 (52) 1129
石橋北小学童保育室	石橋北小	0,010,0	

食物アレルギー疾患生活管理指導表 の作成に係る助成制度

こども福祉課 ☎(32)8903(保育・幼稚園児) 学校教育課 ☎(32)8918(小・中学生)

中学生以下の子どもを対象に「アレルギー疾患 生活管理指導表 | 作成費用を助成します。保育園 や幼稚園、認定こども園、学校等での生活において、 特別な配慮や管理が必要と認められるいずれかの 方を対象にします。

■対象者

- 市内在住で、市内外の保育園、幼稚園、認定こ ども園等に在籍する園児、入園が内定した園児
- 市内の小・中学校に在籍する児童、生徒及び入 学予定の児童、生徒
- ■助成回数 1年度につき1回
- **■助成限度額** 2.000円
- ■医療機関 市の指定医療機関

保育士等就業奨励金交付制度

こども福祉課 ☎(32)8903

保育士等を目指している学生で、卒業後市内の公私立保 育園や認定こども園等で働きたいと思っている方に奨励金 を交付します。

- ■対象者 次のすべてに該当する方
- 保育士・保育教諭の養成施設に在学している方
- 卒業後、保育士資格または保育士資格と幼稚園教諭免許
- 状を取得する方
 ・卒業後、ただちに奨励金交付期間に相当する期間以上、 フルタイム勤務職員として市内の保育園、認定こども園等 に就業することを誓約した方

■交付額(月額)

自宅通学者30,000円、自宅外通学者50,000円

- **■交付期間** 交付決定日から正規の就業期間終了月
- ■募集期間 令和3年4月5日(月)~5月10日(月)
- ■奨励金の返還 卒業した翌年度から、市内の保育園等に 就業しなかった場合は全額、実際に勤務した期間が交付期 間に満たなかった場合は一部を返還していただきます。

ファミリー・サポート・ センター

こども福祉課 ☎(32)8903

「子育てを手助けしてほしい人 (依頼会員)」と「子どものお手伝い をできる人(提供会員)」が会員と なり、子どもの預かりや送迎の援 助等を行う会員組織です。

センターには、アドバイザーが 常駐し、会員相互の育児支援をサ ポートします。

■住所・電話番号

緑3-5-4(南河内児童館内)

2 (40) 5963

■依頼会員

市内在住・在勤する、生後6か月 から小学生までの子どもの保護者

■提供会員

市内在住で心身ともに健康で積 極的に援助活動を行うことができ る20歳以上の方

■援助内容

保育終了後の預かり、保育施設 や習い事の送迎、学校の放課後の 預かり、保護者の通院・外出の際 の預かりなど

■利用料金

- 月曜日から金曜日の午前7時か ら午後7時まで
 - 1時間あたり700円
- 宿泊を伴う場合の午後7時から 翌日午前7時まで
 - 1泊あたり6,000円 交通費1回あたり200円の加算

子育て支援センター

こども福祉課 ☎(32)8903

地域子育て支援センターでは、家庭 の育児不安等についての相談や助言、 子育てに係わる情報の提供、子育てサ -クル等の育成・支援を行っています。

子育て支援センターつくし

保健福祉センターゆうゆう館内

2 (43) 1233

子育て支援センターゆりかご

あおば保育園内 ☎(48)5530

子育て支援センターみるく

わかば保育園内 ☎(39)6305 ※どの施設も土日・祝日、年末年始、 保育園休園日は休館です。

ストップ!児童虐待

こども福祉課 ☎(32)8903

「しつけ」のつもりが虐待にな っていませんか?子どもの心を 傷つけることや体罰では、しつ けはできません。

自分だけがうまく子育てでき ていない、助けてくれる人がい ない、子どもの行動が気に入ら ないなどと思ってしまう、心が 苦しくなることがあれば、ひと りで悩まずご相談ください。

「もしかして虐待?」と思う子 ども・家庭を見かけた方も、ご 連絡ください。

児童館等

こども福祉課 ☎(32)8903

児童館は、0歳から18歳未満の子どもが安全・安心に集える施設です。 遊びの場や遊びを提供し、子どもが心身ともに健やかに成長できるようお 手伝いをしています。乳幼児は保護者と一緒にご来館ください。

南河内児童館 緑3-5-4 **2**(44)8420 国分寺東児童館 駅東7-4 **2**(44)2604 国分寺駅西児童館 小金井5-22-1 **2**(44)0786 国分寺姿西児童館 国分寺1599-2 **2**(44)9318 **こどもの広場いしばし** 花の木 3 - 8 - 21 **2**(52)1129 ※どの施設も日曜日、祝日、年末年始は休館です。

安心子育てハンドブック

こども福祉課 ☎(32)8903

妊娠から出産、子育ての悩みをはじめ、子ども・ひとり親家庭の支援情 報等について掲載しています。子育て支援センター、各児童館、こども福 祉課、健康増進課でお配りしています。

小中学校

学校教育課 ☎(32)8918

お住まいの通学区域は下の表にてご確認ください。 通学区域が不明の場合は学校教育課までお問い合わせ ください。また、特別な事情(在学中の転居、身体的 理由等)がある場合には、指定された学校以外への就 学を許可する場合がありますので、学校教育課へお問 い合わせください。

転校

■転入の手続き

市民課窓口で転入の手続きを終えた後、学校教育課

窓口で転入学通知書を受け取り、転入学する学校へ提出してください。なお、事前に転入学する学校へ連絡をお願いします。

■転出の手続き

をお勧めします。

①保護者は、転校することを学校へお知らせください。 ②最終登校日までに学校から転校書類(在学証明書・教科書給与証明書など)の交付を受けてください。 ③市民課窓口で異動手続きを行ってください。 ④転出先において転校手続きを行ってください。 ※各自治体で取り扱いが異なる場合がありますので、 事前に転出先の教育委員会にお問い合わせされること

■小・中学校の通学区域

学校名	通学区域
薬師寺小学校※	下原、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、日生団地、成田、町田上、町田 下、谷地賀上、谷地賀下(箕輪地区を除く)、下文狭、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、 仁良川下の各自治会区域
吉田東小学校※	本吉田北、本吉田南、塚越、磯部、川島、上吉田、三王山、鯉沼、谷地賀下(箕輪地区に限る) の各自治会区域
吉田西小学校※	絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、西坪山の各自治会区域
祇園小学校	祇園町、西区、自治医大職員住宅の各自治会区域、祇園一丁目から祇園五丁目までの区域、 医大前一丁目から医大前四丁目までの区域
緑小学校	緑一丁目から緑六丁目、烏ケ森一丁目、二丁目 、小金井上町(JR宇都宮線東側)
石橋小学校	石橋上町、寿町、石町、旭町、本町、栄町、上大領、中大領、東前原、下大領、入の谷、下石橋、富士見町、グンゼ社宅の各自治会区域
古山小学校	下古山、通古山、下長田、石橋上町 の各自治会区域
細谷小学校	上台、細谷、橋本の各自治会区域
石橋北小学校	上古山、上原、若林 の各自治会区域
国分寺小学校	駅前、仲町、小金井上町(JR宇都宮線西側)、関根井、小金井北、笹原、箕輪、川東、泉町、 鈴苅町、川北、川南、下町、川西、南国分、国分1、国分2、国分3、紫 の各自治会区域
国分寺東小学校	柴南1、柴南2、柴南3、柴南4、柴南5、柴南6、あづま町、旭ケ丘、日出町、柴北1、 柴北2、柴北3、柴北4、丸野町、駅東の各自治会区域
南河内中学校※	薬師寺・吉田東・吉田西小学校区域
南河内第二中学校	祇園・緑小学校区域
石橋中学校	石橋・古山・細谷・石橋北小学校区域
国分寺中学校	国分寺・国分寺東小学校区域

※令和4年4月から「南河内小中学校(義務教育学校)」に再編予定です。

奨学金貸付

教育総務課 ☎(32)8917

■貸付額

高等学校奨学生

修学咨全

修士兵业	八十 吋亚
月額2万円	10万円
大学奨学生	
修学資金	入学一時金
月額3万円	50万円
月額4万円	30万円
月額5万円	_

※入学一時金のみ借りることはできません。

■条件・募集など

経済的な理由により就学が困難など、いくつかの条件を満たす方

7. 学—時全

※11月頃から募集します(詳しくは広報紙、ホームページでご確認ください)。

就学援助制度

学校教育課 ☎(32)8918

小中学校に在学または翌年度入学予定のお子さんの 家庭で、経済的理由により就学困難と認められる児童・ 生徒に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などの一 部を援助する就学援助制度があります。

英語検定料助成金の交付

学校教育課 ☎(32)8918

市内中学校に在籍している生徒で実用英語技能検定 (英検)3級以上の受験生に対し、検定料の2分の1を1 年度1回に限り助成します。

生活環境

1市2町広域連携ゆうがおバス

安全安心課 ☎(32)8894

ゆうがおバスは、下野市・上三川町・壬生町の1市2町を繋ぐ定時路線バスです。

JR石橋駅~獨協線

- ■運行経路 JR石橋駅〜東武おもちゃのまち駅 〜獨協医大病院前
- ■運行時間 午前7時~午後8時の時間帯で9便 (土日祝日は4便)
- ■運賃 180円~440円

ゆうきが丘循環線

- ■**運行経路** JR石橋駅〜ゆうき公園〜JR石橋駅 (土日祝日は大松山運動公園経由)
- ■運行時間 午前6時~午後8時の時間帯で8循環 (土日祝日は5循環)
- ■運賃 180円~290円

デマンド交通(おでかけ号)

安全安心課 ☎(32)8894

おでかけ号は乗合式のタクシーです。お客様からの電話予約に応じて、お客様の自宅等までお迎えに行きます。他のお客様が途中で乗車しつつ、目的地までお送りします。

- ■**運行エリア** 市内全域
- ※市外へは行けません。
- ■運行日 月曜日から土曜日

※祝日・振替休日・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

- ■運行時間 午前8時~午後6時
- ■運賃

大人(中学生以上) 300円 小学生 200円 未就学児(保護者同伴)無料 ※回数券(11 枚綴り)は車内で販売しています。

■利用方法

次のいずれかの方法で、事前に登録が必要です。

- ・利用登録申請書を記入し、FAX (028-625-2442)
- ・安全安心課の窓口で申請
- ※電話やメールでも受け付けしています。
- ※ご利用の際は、予約センターに電話して予約をしてください。
- ※予約受付時間は、午前8時から午後5時までです。予約は1週間前から受け付けています。予約に変更が生じましたら、すみやかに予約センターまでお電話ください。
- ■予約センター
 - **2**0120(11)1646

自主的に運転免許を返納した方 (65歳以上)におでかけ号回数券等 を交付します

おでかけ号回数券、ゆうゆう館入浴券、ふれあい館入浴券、きらら館トレーニングルーム定期利用券、道の駅しもつけ商品券のいずれか1つを交付します。自主返納してから1年以内に、安全安心課の窓口で申請してください。

高齢者(75歳以上)の方におでかけ 号利用券を交付します

交付には申請が必要です。詳しくは14ページをご覧ください。

子育て(未就学児養育)世帯におで かけ号利用券を交付します

交付には申請が必要です。詳しくは19ページをご覧ください。

防災ラジオ

安全安心課 ☎(32)8894

緊急情報や防災情報の放送があると、下野市のコミュニティFMから発信される電波を使用して自動起動する機能を備えた防災ラジオを販売しています。

もしものときに備え、一家に1台あ ると安心です。



FMゆうがお キャラクター しもぴぃ

販売

■販売場所 安全安心課

■対象者

市内に住所を有する方、市内に事業所等がある方

- ■価格 5,000円
- ※75歳以上の方のみで構成される世帯の方は2,000円です。
- ※80歳以上の方のみで構成される世帯、視覚障がい1・2級の方には無償貸与します。詳しくはお問い合わせください。

■持ち物

年齢が確認できる、公的機関の発行した身分証明

水道の手続きと料金

水道課 ☎(32)8911

水道の使用開始・終了

引っ越し等により水道の使用を 開始または終了するときは、電話 または市ホームページ【上下水道 開始・中止届(専用サイト)】より 土日・祝日等の閉庁日を除く3日 前までにご連絡ください。

メーターの所有者変更

所有者の死亡、家屋や土地の売 買等でメーターの所有者が変更に なるときは、給水装置所有者変更 届が必要です。詳しくはお問い合 わせください。

納入通知書等の送付先変更

電話でお早めにご連絡ください。



水道加入金と料金

□径25mm以上の場合は、市ホームページでご確認いただくか、水道課までお問い合わせください。

■メーター口径別水道加入金(件/税込)と手数料一覧(件/非課税)

□径	加入金額	設計審査手数料	竣工検査手数料
13mm	55,000円	4.0000	分水工事
20mm	143,000円	1,000円	無 2,000円 有 4,000円

■水道料金表(2か月 税込)

□径	基本料金	従量料金(1㎡あたり)			
LIE	本个代立 	1~20m³	21㎡~60㎡	61m ² ~	
13mm	1,430円	EEM	132円	143円	
20mm	1,672円	55円			

※検針は、JR宇都宮線東側をA地区(奇数月検針)、西側をB地区(偶数月検針)に分け、2か月に1度となります。

水道料金=基本料金+従量料金

(例)メーター□径13mmで2か月に10㎡ご使用の場合 水道料金=1,430円+10㎡×55円=1,980円(税込)

下水道使用料

下水道課 ☎(32)8912

下水道使用料は2か月に1度、水道料金と一緒に請求させていただきます。

■下水道使用料単価表(1か月 税込)

	汚水量	単価
基本料金		715円
従量料金	1∼10m³	55円
(1㎡あたり)	11~30m³	126.5円
	31~50m³	137.5円
	51~100m³	148.5円
	101㎡∼	159.5円

※上記単価表により計算した金額から1円未満の 端数を切り捨てたものが下水道使用料になります。

下水道使用料(1か月) =基本料金+従量料金

■汚水量の決め方

使用水	汚水量
市の水道水のみ を使用している 場合	水道使用量と同量
井戸水(地下水) のみを使用して いる場合	使用人数により決まります (認定水量) ・3人までは1人につき7㎡/1か月 ・4人目からは1人につき5㎡/1か月 例)5人家族の場合…31㎡/1か月 (3人×7㎡+2人×5㎡=31㎡)
水道水と井戸水 を併用している 場合	水道使用量と井戸水の認定水量を比較 し、多い方の水量

※井戸水を使用している世帯で、使用人員に増減があった場合は下水道課までご連絡ください。

ごみの収集

環境課 ☎(32)8898

ごみの分別・収集

①正しく分別し、収集日の朝8時までにごみステーションへ出してください。分別の方法は「行政カレンダー」「ごみのルールブック」「ごみ分別アプリ」でご確認ください。

②ごみステーションは地域の責任 で維持管理してください。

ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

「分別のしかた」「収集日カレンダー」「ごみ分類表」を備えた便利なアプリが配信されています。ご利用ください。

iOS用

Android用





生ごみ処理機等への助成

家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみ処理機購入費 を助成しています。

家庭用廃食油・小型家電・ペットボトルキャップの回収

回収場所は市役所、生涯学習情報センター、石橋公民館、南河内公民館(小型家電を除く)、南河内東公民館(キャップのみ)、南河内図書館(廃食油を除く)です。

■家庭ごみの直接搬入先

ごみの分類	持込先		
このの万規	石橋地区	国分寺・南河内地区	
焼却ごみ	クリーンパーク茂原	中央清掃センター	
可燃系粗大ごみ		中大/月がピング	
不燃ごみ			
不燃系粗大ごみ	リサイクルセンター		
びん・缶	または		
ペットボトル		リサイクルセンター	
有害ごみ(乾電池含む)	クリーンパーク茂原		
小型家電			
新聞・チラシ			
紙パック			
ダンボール	リサイクルセンター		
雑誌・雑紙			
衣類・古布			
プラ容器包装		ラセンター	
剪定枝(小枝)	一	ī ヒノ ノ	
収集できないごみ	販売店や専門の取扱業者に相談してください		

飼い犬

環境課 ☎(32)8898

犬の登録

生後91日以上の犬は、環境課で登録してください(手数料1頭3,000円)。登録をすると犬の鑑札が交付されますので、首輪等に取り付けてください。

狂犬病予防注射

生後91日以上の犬は、毎年1 回狂犬病予防注射の接種が必要です。市で毎年4月に集合注射を実施しているほか、動物病院でも随 時受けられます。県獣医師会所属の 病院以外で接種した場合、狂犬病予 防注射済証が交付されますので、交 付手数料(1頭550円)と一緒に環境 課へお持ちください。受付後、注射 済票が交付されますので、首輪等に 取り付けてください。

登録の変更・削除

飼い主の氏名や住所が変わった際、 また、飼い犬が死亡した際は、環境 課へご連絡ください。

犬猫の去勢避妊手術費一部補助

手術日から30日以内に手術領収 書と印鑑を持って、環境課へ申請し てください。

■補助金額

避妊手術(メス)

犬 5,000円 猫 4,000円 去勢手術(オス)

犬 4,000円 猫 3,000円 ※毎年度、1世帯につき飼い犬1頭、 飼い猫1匹が対象です。

斎場

環境課 ☎(32)8898

小山聖苑 小山市大字外城717-1 ☎(22)1175

宇都宮市悠久の丘 宇都宮市上欠町719-1 ☎028 (649) 1150

斎場使用料補助金

管外の斎場(火葬場並びにこれに併設された待合室、 式場、霊安室及び控室)を使用し、管外料金を支払っ た場合、補助金が交付されます。一時、管外料金を全 額支払っていただきます。市からの補助金は、交付申 請及び請求の手続きをした後に交付されます。

※管外の斎場…石橋地区の方はすべての斎場、国分寺・ 南河内地区の方は小山聖苑以外の斎場

- ■対象者 亡くなられた方または斎場使用申請者が下 野市民であること
- ■対象施設 全国すべての斎場の火葬場及び待合室
- ■補助額 (1)火葬場については、使用した火葬場使 用料から小山聖苑火葬場管内料金を差し引いた金額と

- し、1体につき58,800円が限度です。
- (2) 待合室については、使用した斎場の管外料金から 当該施設の管内料金を差し引いた金額とし、1室1回につき16.810円が限度です。
- (3) 式場、霊安室、控室については、使用した斎場の管外料金から当該斎場の管内料金を差し引いた金額です。ただし、宇都宮市悠久の丘及び小山聖苑のみ対象になります。

■申請に必要なもの

申請書、請求書、領収書、印鑑

- **■提出先** 環境課
- ■申請期限 斎場を使用した翌月末日まで

市営墓地

環境課 ☎(32)8898

2番、4番以外は現在使用者を募集しています。

■市営墓地

	名称	所在地	一区画面積	使用料	管理手数料(年額)
1	三昧場墓地	薬師寺3024	3.24m²	80,000円	2,000円
2	国分寺釈迦堂霊園墓地 国分寺993-2		6m²	300,000円	850円
3	柴南霊園墓地	柴77-3	6m²	270,000円	850円
4	サイ川霊園墓地	国分寺367-3	6m²	230,000円	850円
5	柴木間内墓地	柴77-1	4.86m²	170,000円	850円
6	すがた川霊園墓地	中大領688	5m²	320,000円	3,000円(普通)
					4,000円(芝生)

農業

農業委員会 ☎(32)8915

農地の相続税・贈与税の納税猶予制度

農業を営んでいる方が亡くなり、農地を相続 した方が今後も農業を営んでいく場合、一定の 要件を満たせば農地の相続税の一部が猶予され ます。

相続税猶予の証明願は、相続税の申告期限の2か月ほど前までに提出してください。また、 農地の生前一括贈与についても納税猶予制度が あります。

農業者年金

農業従事者が加入できる積立方式の年金です。農業従事者の配偶者・後継者、農地を所有していない農業従事者も一定の条件を満たすことで加入できます。

- ■対象者 国民年金の1号被保険者で付加年金加入者(保険料免除者を除く)、かつ年間60日以上農業に従事している方
- ■保険料 月額20,000~67,000円まで千円単位で選択でき、加入後でも金額を変更できます。この保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。一定要件を満たす方は国庫補助を受けることができます。

農地

農業委員会 ☎(32)8915

農地の売買・贈与等

農地の売買、贈与、交換、賃貸 借を行う場合、農業委員会の許可 が必要になります。

農地を転用するときは

農地を転用するときは農業委員 会に農地転用許可申請書を提出し、 許可を得てください。申請書の提 出期限は原則毎月10日です。転 用にはいくつかの基準・要件があ り、お時間をいただく場合があり ます。お早めにご相談ください。

非農地証明

20年以上農地でないものとして 使用している農地を、地目変更す る際に使用します。受付は原則毎 月10日までです。いくつかの基準・ 要件がありますので、あらかじめ ご相談ください。

耕作証明

耕作面積の証明、他市区町村の 農地を取得、軽油取引税の免税申 請の際に使用します。

相続等によって農地の権利を取得したとき

農地法の許可を要さずに、相続 (遺産分割・包括贈与を含む)、法 人の合併・分割、時効取得等で農 地の権利を取得した場合、農業委 員会への届出が必要です。

詳しくはお問い合わせください。





住宅・開発行為

都市計画課 ☎(32)8909

※住宅に関する補助にはそれぞれ要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

生垣奨励の補助

緑豊かなまちづくりを推進し、街並みの景観 を大切にするため、生垣設置に要する費用の一 部を補助します。

■補助額 実費の2分の1(上限5万円)

木造住宅の耐震診断費用の補助

建物が地震に耐えられるか詳しく調査し、耐 震性能の有無を診断する場合に補助します。

■補助額 実費の3分の2(上限6万4千円)

木造住宅の耐震改修費用の補助

木造住宅耐震診断を行い、補強計画策定と耐 震改修を行う場合に補助します。

■補助額

耐震改修費用の5分の4(上限100万円)

木造住宅の建替費用の補助

木造住宅耐震診断を実施し、耐震性能を満た さない住宅の建て替えを行う場合に補助します。

■補助額

耐震建替費用の5分の4(上限100万円)

ブロック塀等撤去費補助金

地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒の事 故を未然に防止し、市民の安全・安心を確保す るため、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助 します。

■補助額

ブロック塀等が通学路に面している場合 費用の3分の2(上限20万円)

ブロック塀等が通学路以外に面している場合 費用の2分の1(上限15万円)

下野市空き家バンク制度

空き家バンクとは、市内の空き家を売却・賃貸したい所 有者が登録した空き家を市のホームページで公開し、空き 家を購入・賃借したい方の申し込みを受けて、所有者や仲 介業者を紹介する制度です。空き家を有効活用し、下野市 への移住・定住を促進することを目的としています。

空き家を売りたい方・貸したい方、買いたい方・借りた い方は、都市計画課までご連絡ください。

また、空き家バンクに登録された物件についてはリフォ 一ム補助及び家財処分補助が活用できるようになりました。 詳しくは市のホームページをご確認ください。

■リフォーム補助額

リフォームに要した費用の2分の1以内の額(上限50万円)

■家財処分補助

処分に要した費用の2分の1以内の額(上限10万円)

■登録推進奨励金 家屋に対して賦課された固定資産税額の 2年分の額(上限5万円)

開発許可

建築物を建築するなどの目的で行う土地の造成(区画形質 の変更)を開発行為といいます。

次の開発行為では、原則として開発許可を受けなければ建 築物を建築できません。

- ・市街化区域での1,000㎡以上の開発行為
- ・市街化調整区域での開発行為
- ※1.000㎡を超える開発行為は、開発許可の前に「下野市開 発指導要綱 |に基づく事前協議が必要になります。

市議会・選挙

議会の傍聴

議事課 ☎(32)8914

議会は年4回の定例会(3月、6月、9月、12月)と、臨時会や常任委員会なども開かれており、私たちの身近な問題が慎重に審議されています。ぜひ一度議会を傍聴ください。傍聴を希望される方は、会議当日、市役所4階議事課にお越しください。

今後の選挙予定

行政委員会事務局 ☎(32)8916

選挙は、任期満了日の前30日 以内に行うこととされています。 解散・辞職等により選挙時期が変 更となる場合があります。

請願・陳情を出すには

議事課 ☎(32)8914

市政等についての要望や意見を 市議会に提出することができます。 紹介議員がいる場合を請願といい、 紹介議員がいない場合は陳情となります。請願・陳情は文書にて定 例会開会日の14日前までに直接 議事課に提出してください。

議会だより

議事課 ☎(32)8914

年4回(2月、5月、8月、11 月の各15日)発行し、市議会での 決定事項や議会の活動についてお 知らせしています。

この議会だよりは、自治会配送 にて各戸配布されます。また、各 公共施設にもご用意しています。

■選挙日程

選挙時期	選挙名	任期	任期満了日
2021年10月頃 衆議院議員総選挙		4年	2021年10月21日
2022年4月頃 市議会議員選挙		4年	2022年4月30日
2022年7月頃 参議院議員通常選挙		6年	2022年7月25日
2022年7月頃	市長選挙	4年	2022年8月5日

投票所一覧

行政委員会事務局 ☎(32)8916

投票にお越しの際は、「投票所入場券」にて投票所を確認のうえお出かけください。投票日に都合が悪い場合は、 期日前投票(投票所は市役所)をご利用ください。

rón =± Rch					
衆議院 小選挙区	投票区	施設名称	投票区域(原則、通称別で表記しています。)		
	第1	薬師寺コミュニティセンター	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、日生団地、西田中、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狹、東田中		
	第2	南河内公民館	地久目喜、仁良川上、仁良川下、下原、天寿荘		
栃	第3	祇園小学校	西区、祇園町、自治医大職員住宅、レジデントハウス、自治医大学生寮、看護宿舎寮、祇園一丁目北、祇園一丁目(ただし、住所が15番地から29番地の区域を除く)、祇園二丁目、祇園ダイアパレス(1~5番館)		
県	第4	南河内東公民館	本吉田北、本吉田南、塚越、磯部、川島、上吉田、鯉沼、三王山		
栃木県第1	第5	吉田西小学校	台坪山、的場、上坪山、東根、絹板、絹板台、西坪山		
区	第6	南河内第二中学校	祇園一丁目(住所が15番地から29番地の区域)、祇園ダイアパレス(6番館)、祇園三丁目南、祇園三丁目東、 自治医大アーバンコンフォート、祇園自治医大、祇園四丁目、GT祇園五丁目、ミラパセオ自治医大		
	第7	グリーンタウン コミュニティセンター	緑三丁目北、緑四丁目北、緑五丁目		
	第8	緑小学校	緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目南、緑四丁目南、緑五丁目南、緑六丁目、GT緑六丁目		
	第9	石橋公民館	石橋上町、寿町、栄町1丁目、栄町2丁目、石町、本町のうち住所が石橋の区域		
	第10	石橋小学校	旭町、富士見町、下石橋、本町のうち住所が下石橋、大松山一丁目、花の木一丁目、花の木二丁目、花の木 三丁目の区域、中大領、東前原、下大領、入の谷、グンゼ社宅		
	第11	古山小学校	甬古山1区、通古山2区、第2雇用団地、下古山1区から下古山3区のうち住所が石橋、文教一丁目、文教 ニ丁目、文教三丁目、下古山一丁目、下古山二丁目、下古山三丁目の区域		
	第12	児山館	下古山1区から下古山3区のうち住所が下古山の区域、下長田		
栃	第13	石橋北小学校	上古山1農区、上古山2農区、上古山3農区、上原、若林南、若林北		
末	第14	細谷小学校	上台、細谷、橋本		
栃木県第4	第15	石橋商工会館	栄町3丁目、栄町4丁目、上大領、雇用団地		
4	第16	国分寺駅西児童館	駅前、川北、川南、川東、泉町、鈴苅町		
	第17	国分寺小学校	下町		
	第18	下野市役所	仲町、小金井上町、関根井、笹原、箕輪、小金井北		
	第19	旧国分寺西小学校	川西、南国分、国分1、国分2、国分3、紫		
	第20	こども通園センター「けやき」	柴北2、柴北3、烏ケ森一丁目、鳥ケ森一丁目東、鳥ケ森二丁目		
	第21	コミュニティセンター友愛館	旭ケ丘、柴北1、柴北4、駅東、柴南1、柴南2、柴南3、柴南4、柴南5、柴南6、日の出町、丸野町		
	第22	医大前コミュニティセンター	医大前		

生活ガイド

市民相談一覧表

相談名	相談内容	相談日・時間	場所	問い合わせ先	
心配ごと相談	人権擁護委員、民 生委員・児童委員、 行政相談委員が相 談に応じます。	毎月第1・第3火曜日 午後1時30分~ ※受付は午後1時30分~ 3時30分	ゆうゆう館	下野市社会福祉協議会	
法律相談(要予約)	弁護士による不動 産・相続・離婚・ 金銭貸借等の民事 上の相談	毎月第2・第4火曜日 午後1時30分~4時	ゆうゆう館	☎ (43) 1236	
健康相談(要予約)	保健師、管理栄養 士による健康相談、 育児相談	月~金曜日 午前8時30分~ 午後5時15分	健康増進課・ 保健センター		
こころの健康相談 (要予約)	精神科医による健 康相談	要問い合わせ	健康増進課	健康増進課 ☎(32)8905	
病態別栄養相談 (要予約)	糖尿病、高血圧、 肥満などの方への 栄養相談	要問い合わせ	健康増進課・ 保健センター		
消費生活相談 (電話相談可)	消費生活全般につ いての相談	月〜金曜日 午前9時〜午後5時 (正午〜午後1時を除く)	消費生活センター (市役所 2 階)	下野市消費生活センター ☎(44)4883	
ひとり親家庭及び 婦人相談 (電話相談可)	母子・父子自立支 援員兼婦人相談員 によるDV、貸付、 母子家庭等の相談	月~金曜日 午前9時~午後5時	こども福祉課	こども福祉課 ☎ (32) 8903	
DV (女性相談) ホ ットライン ※緊急時は警察 110番へ	女性相談員による DV・夫婦・家族・ 離婚などの相談	月~金曜日 午前9時~午後5時	こども福祉課	DV (女性相談) ホットラ イン ☎ (32) 8724	
	DV相談 (電話相談可)	毎日24時間	栃木県警察本部 県民相談室	栃木県警察本部県民相談 室 ☎028(627)9110	
DV相談 ※緊急時は警察 110番へ	女性のための相談 (電話相談可)	月曜日~日曜日 午前9時~午後4時 ※月曜日~金曜日は午後 8時まで相談可	とちぎ男女共同 参画センター 相談ルーム	とちぎ男女共同参画セン ター ☎028(665)8720	
	男性のための相談 (電話相談のみ)	月·水曜日 午後5時30分~7時30 分		とちぎ男女共同参画セン ター ☎028(665)8724	
テレホン児童相談 (電話相談のみ)	お子さんについて の悩み、子ども本 人からの相談	毎日午前9時~午後8時		テレホン児童相談 ☎028(665)7788	
児童家庭相談	家庭相談員等が 18歳未満のお子 さんの様々な相談 に応じます。	月~金曜日 午前8時30分~ 午後5時15分	こども福祉課	こども福祉課 ☎(32)8903	
児童虐待相談 (電話相談のみ)	虐待が疑われると き、または発見し たときはご相談く ださい。	休日・夜間 毎日24時間		児童相談所 児童虐待緊急相談ダイヤル ☎028(686)3005 ☎189(いちはやく) (通話料無料)	

生活ガイド

市役所グループ編成・事務分担表

課名	グループ名	主な業務内容
総合政策課 ☎(32)8886	政策推進グループ	総合計画、行政改革、市民評価、公共交通、広域行政、国土利用計画・土地利用、 水資源、ふるさと融資、公共施設マネジメント
	情報広報グループ	報道、広報、広聴、ホームページ、情報化政策、情報ネットワーク等維持管理、 統計、コミュニティFM
	地方創生推進グループ	総合戦略、地域振興、わがまち未来創造、しもつけ未来プロモーション、 地域おこし協力隊、オリンピック・パラリンピック
	秘書室	秘書、市長会、儀式、表彰・叙勲
市民協働推進課	協働推進グループ	自治基本条例、市民協働推進、男女共同参画、人権、NPO 法人、行政相談
☎ (32)8887	自治振興交流グループ	自治会、コミュニティ、国際・国内交流
総務人事課 ☎(32)6065	総務グループ	後援名義等許可、地縁団体法人認可、公益通報、例規管理、文書管理、市歌、非核平和推進、コンプライアンス
	人事給与グループ	職員採用、人事評価、職員研修、職員給与、共済、公務災害補償、健康管理
D.L.T.L CO.	管財グループ	「
財政課 ☎(32)8889	財政グループ	予算編成、財務統計、起債、地方交付税、新公会計
契約検査課	入札契約グループ	入札執行、契約締結
☎ (32)8890	検査調整グループ	工事検査、工事監督員の支援
税務課	市民税グループ ☎(32)8891	個人市県民税、法人市民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療 保険料、たばこ税の賦課
	資産税グループ ☎(32)8892	固定資産税、都市計画税、軽自動車税の賦課
	収納グループ ☎(32)8893	市税等収納管理、納税相談、滞納整理、税証明書等の交付
安全安心課	消費生活グループ	消費生活、駐輪場、市内公共交通
☎ (32)8894	危機管理グループ	消防防災、消防防災施設、交通安全、交通安全施設、防犯、防犯施設、災害 対策、基地周辺対策、自衛官募集
市民課	保険年金グループ ☎(32)8895	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
	住民記録グループ ☎(32)8896	転入出等の異動届、住民票の写し等の交付、印鑑登録及び印鑑登録証明書の 交付、戸籍謄抄本の交付、マイナンバーカードの交付、旅券申請受付交付、 中長期在留事務、臨時運行許可証の発行
	戸籍グループ ☎(32)8897	戸籍の記載・審査・管理、戸籍届出
環境課 ☎(32)8898	環境政策グループ	環境美化、公害防止、土砂等埋立、斎場補助金、太陽光発電補助金、墓地、 揚水関連届出、合併処理浄化槽補助
	環境保全グループ	ごみ処理、廃棄物、し尿、畜犬登録・狂犬病予防
社会福祉課	社会福祉グループ ☎(32)8899	民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、保護司会、更生保護女性会
	障がい福祉グループ ☎(32)8900	身体・知的・精神障がい福祉(手帳含む)、各種福祉手当、障がい福祉サービス、 地域生活支援、自立支援医療(精神通院医療)、相談支援
	生活保護グループ ☎(32)8901	生活保護、行旅病人及び行旅死亡人、生活困窮者自立支援事業、学習支援事業、住居確保給付金
	医療費助成グループ ☎(32)8902	重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、妊産婦医療費助成、 こども医療費助成、養育医療費給付、自立支援医療(更生医療、育成医療)
	こばと園	未就学児の個別療育、グループ療育、言語聴覚士、作業療法士・心理士など 専門スタッフによる療育指導、相談支援
こども福祉課 ☎(32)8903	子育て支援グループ	子育て支援、児童手当、児童扶養手当、学童保育、児童館
	保育支援グループ	保育園・認定こども園・幼稚園(入退園・運営費・事業費補助等)、 病児・病後児保育、一時保育、利用者支援、子育て包括支援センターとの連携
	家庭相談グループ	母子・父子・寡婦福祉、DV(配偶者からの暴力)、児童家庭相談、児童虐待
	児童館	児童館管理運営(南河内児童館、こどもの広場いしばし、国分寺駅西児童館、 国分寺東児童館、国分寺姿西児童館)
	子育て支援センター	子育てに関する相談・援助・講習、地域の子育て関連情報の提供
	保育園	保育業務全般(吉田保育園、グリム保育園、こがねい保育園、しば保育園)
高齢福祉課	高齢福祉グループ	高齢者福祉、生きがい活動支援、敬老事業、恩給援護
☎ (32)8904	介護保険グループ	介護保険事業
	基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センター運営、認知症対策、在宅医療・介護連携、 生活支援体制整備事業、地域ケア会議、家族介護支援事業、介護予防事業、 高齢者虐待、権利擁護

課名	グループ名	主な業務内容
健康増進課	成人保健グループ	結核健診、特定保健指導、がん検診、健康づくり、食生活改善、自殺予防、
☎ (32)8905		AED設置、救急医療、健康相談、健康教室、献血、感染症、健康づくりトレーニング事業、新型インフルエンザ対策
	母子保健グループ	予防接種、母子健康手帳、妊婦健診、乳幼児健診、股関節脱臼検診、こんに ちは赤ちゃん事業、不妊治療助成、思春期保健、両親学級、育児相談、フッ 素塗布
	子育て世代包括支援センター	利用者支援(母子保健型)に関すること、妊娠期から子育て期にわたる相談、 支援計画策定
農政課 ☎(32)8906	農業振興グループ	経営所得安定対策、地産地消推進、農業担い手の支援、農業振興地域整備計画、 農業制度資金、園芸・畜産振興、森林法、鳥獣対策、緑化推進
** - * - ** - *		土地改良、農村総合整備、日本型直接支払制度
商工観光課 ☎(32)8907	商工業・労働グループ	商工業振興、企業誘致、雇用支援、陸砂利採取監視員設置、道の駅しもつけ 管理
	観光グループ	観光振興、観光施設維持管理、下野ブランド
7+h = D = D	産業団地整備グループ	産業団地整備
建設課	地籍調査グループ	地籍調査、境界確認
☎ (32)8908	維持管理グループ 	道路及び河川の維持修繕、市道認定・廃止、占用許可、道路台帳の整備、法 定外公共物の管理
	整備グループ	道路及び橋梁の新設・改築整備、道路整備に係る用地取得及び登記、(仮称)下 野スマートインターチェンジ整備、国道及び県道の整備に係る調整
都市計画課 ☎(32)8909	都市計画グループ	都市計画の企画及び調査、住宅、建築物の耐震化、屋外広告物、まちづくり リノベーション、空き家バンク
	開発指導グループ	地区計画、開発行為・建築確認
	公園緑地グループ	公園緑地の維持管理、公園緑地の整備
区画整理課 ☎(32)8910	庶務補償グループ 	区画整理事業の企画及び調査、仮換地の指定及び使用収益の開始、建物移転 計画及び移転補償、保留地の管理及び処分
	工務グループ	区画整理事業に係る工事の施工
水道課	業務サービスグループ	水道料金、水道の開・閉栓、給水装置工事の受付・審査及び検査、資産管理
☎ (32)8911	建設管理グループ	水道用水の供給、水道施設の建設・維持、水質の管理・検査、漏水対策・修繕
下水道課 ☎(32)8912	業務管理グループ	下水道・農業集落排水使用料、受益者分担金・負担金、下水道・農業集落排水施設維持管理、排水設備工事受付・審査及び検査
	整備計画グループ	下水道事業整備計画
会計課 ☎ (32)8913	会計グループ	決算の調整、指定金融機関・収納代理機関、公金運用、歳入歳出外現金、現 金の出納管理
議事課 ☎(32)8914	議事グループ	市議会関係庶務、議事
農業委員会事務局	農業振興グループ	農業委員会庶務、農業経営支援対策、農業情報提供、農業者年金
☎ (32)8915	農地調整グループ	農地の転用・売買・貸借、農用地基本台帳整備、農地紛争、国有農地の管理
行政委員会事務局 ☎(32)8916	選挙・監査グループ	選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会
教育総務課 ☎(32)8917	教育総務グループ	教育委員会、表彰、奨学金、教育委員会点検評価、学校適正配置推進、学校 給食運営、通学路安全対策、学校給食施設管理、学校PC管理
	教育施設整備グループ	教育施設整備、学校財産管理、学校施設維持管理
	学校給食センター	給食センター管理運営(施設管理、調理配送)
学校教育課 ☎(32)8918	学校教育グループ	児童生徒の就学、児童生徒健康診断、就学援助、災害共済給付制度、スクールアシスタント、学校支援、学校予算管理
	学校管理・ 指導支援グループ	教職員人事、教職員服務、市学校教育計画、教職員研修、学校訪問、教育研究所運営、市子ども未来プロジェクト、小中一貫教育
	小中学校	小中学校公仕業務(薬師寺小学校、吉田東小学校、吉田西小学校、祇園小学校、 緑小学校、南河内中学校、南河内第二中学校、石橋小学校、古山小学校、細 谷小学校、国分寺小学校、国分寺東小学校、国分寺中学校)
生涯学習文化課 ☎(32)8919	生涯学習推進グループ	社会教育委員、生涯学習の推進(社会教育、家庭教育、女性教育、青少年教育、 人権教育)、青少年の健全育成、石橋複合施設整備
	生涯学習情報センター	学習・人材情報の提供、団体やボランティアの学習活動の調整、市民活動支援サイトの管理運営
	公民館	講座・教室の開催、公民館施設の管理運営(南河内公民館、南河内東公民館、 石橋公民館、国分寺公民館)
	図書館	図書館の管理運営(石橋図書館)
	文化振興グループ	芸術文化振興、文化協会、文化団体支援、市民文化祭開催、グリムの森・グ リムの館管理
文化財課 ☎(32)6105	文化財グループ	文化財の収集、保存管理、史跡整備に伴う事前調査、開発行為等に伴う緊急 発掘調査、国指定史跡の整備、文化財活用、資料館管理運営(下野薬師寺歴史 館、しもつけ風土記の丘資料館)
スポーツ振興課	スポーツ振興グループ	生涯スポーツの推進、各種スポーツ指導員等の育成、スポーツ団体の育成
☎ (32)8920	施設管理グループ	体育施設の整備及び管理運営、備品貸出
	国体推進グループ	第77回国民体育大会栃木大会
	四件1世紀ノル ノ	

市内のお医者さん(小山地区医師会)

	医療機関名	所在地	電話番号	主な診療科
0	あんずの森クリニック	仁良川1518-1	(32)6601	内科、消化器科、肝臓内科、内視鏡内科
2	おかべこどもクリニック	緑5-17-12	(40)7300	小児科
3	おだかキッズクリニック	薬師寺2866-1	(39) 8987	小児科
4	カナザワ・アレルギー・クリニッ ク	祇園1-25-4	(40) 1337	アレルギー科、皮膚科、リウマチ科、内科
6	木村クリニック	祇園1-7-7	(44)8211	産科、婦人科
6	グリーンタウンクリニック	祇園2-3-2	(44)8311	内科、腎臓内科(人工透析)、循環器内科、糖尿病・代謝内科
7	しもつけクリニック	薬師寺3171-4	(32)6331	内科、消化器内科(肝・胃腸・内視鏡)
8	耳鼻咽喉科ふじもとクリニック	祇園1-6-10	(44) 3322	耳鼻咽喉科
9	すずき内科・循環器科	薬師寺2489- 10	(40) 1260	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、アレルギー科
10	中央クリニック	薬師寺3154	(40) 1121	一般婦人科、一般不妊治療、高度生殖医療、男性不妊治療
•	つるかめ診療所	緑3-18-16	(32)6011	内科(在宅診療)
D	南河内診療所	薬師寺2472- 15	(47) 1070	内科一般、小児科、リハビリテーション科、消化器科、呼吸器科、 神経内科、皮膚科(水曜日午前中のみ)
B	薬師寺運動器クリニック	薬師寺3221-3	(44)6100	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科
14	若草クリニック	緑2-3291-1	(40)0123	糖尿病内科、内分泌内科、脂質代謝内科、内科、アレルギー科、 小児科
B	石橋総合病院	下古山1-15-4	(53) 1134	内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、麻酔科、リハビリテーション科
16	大栗内科	石橋811-1	(53) 5850	循環器科、内科、呼吸器科、精神科、心療内科
•	大柳内科・眼科	文教2-7-14	(51) 2400	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、アレルギー科、眼科
13	まきた眼科	下古山88-1	(53)8222	眼科
19	角田内科医院	石橋549	(53) 5665	内科、循環器科、消化器科、呼吸器科
20	柏木ひふ科	下古山1-1-10	(53) 5102	皮膚科
2	グリムこどもとアレルギーのクリ ニック	下古山2-6-17	(51) 1515	小児科、アレルギー科、内科
22	佐藤内科	石橋839-14	(53) 1305	内科、消化器科、小児科、耳鼻咽喉科、アレルギー科、皮膚科
23	島田クリニック	石橋238-1	(53) 8000	内科、消化器科、循環器科、小児科、整形外科
24	そうとめ皮膚科クリニック	石橋803-1	(53)0015	皮膚科、形成外科、小児皮膚科、美容皮膚科
25	とちぎっ子発達クリニック	下古山3294-1	(32)6502	小児科、児童精神科、小児リハビリテーション科
26	都丸整形外科	文教1-11-16	(52) 1010	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科
_	新島内科クリニック	文教3-10-4		内科、脳神経内科、循環器科
28	早田耳鼻咽喉科	文教1-19-6	(53) 8733	耳鼻咽喉科
29	ふじたクリニック	大光寺1-11- 10		内科、外科、消化器科、肛門科、小児科
30	藤原整形外科	下古山3378-1	(52) 0755	
3)	海老原医院	小金井5-26- 10	(44) 0163	内科、消化器科、胃腸科、小児科、呼吸器科、アレルギー科、皮 膚科
32	岡田医院	小金井2976	(44)0021	内科、小児科、循環器科
	小山富士見台病院	柴1123		精神科、心療内科、神経科、内科
34	回生眼科	医大前4-8-1	(44) 1166	眼科、漢方内科
35	小金井中央病院	小金井2-4-3	(44) / 000	外科、消化器外科、内視鏡外科、大腸・肛門外科、乳腺外科、心臓血管外科、内科、消化器内科、腎臓内科(人工透析)、血液内科、循環器内科、呼吸器内科、内分泌・代謝内科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、救急科、リハビリテーション科
36	国分寺さくらクリニック	小金井777-1	(40) 0203	耳鼻咽喉科、内科、リウマチ科・アレルギー科、循環器内科、睡眠時無呼吸症外来(SAS)
37	ことうだ腎クリニック	駅東5-13-16	(44) 8345	内科、外科、腎臓内科、循環器内科、漢方科、内分泌代謝科、禁 煙外来

※34ページに地図を掲載しています。

	医療機関名	所在地	電話番号	主な診療科
38	しもつけ痛みのクリニック	柴871-7	(40) 0307	麻酔科、内科
39	自治医大ステーション・ ブレインクリニック	医大前3-2-2	(37) 8721	脳神経内科
40	たかはし眼科クリニック	小金井1-34-6		眼科一般、緑内障、白内障、加齢黄斑変性症、ドライアイ、糖尿 病網膜症、花粉症、小児眼科
41	ちば整形外科クリニック	烏ヶ森1-4	(40)0811	整形外科、リウマチ科、リハビリ科
42	にじいろこども診療所	小金井4-1-1	(44)7716	小児科、アレルギー科
43	みどりメンタルヘルスクリニック	医大前3-2-12	(40)6262	精神科、心療内科
44	宮澤クリニック	柴291-2	(44) 3309	内科、小児科、皮膚科
45	山本整形外科医院	駅東6-1-22	(44)6820	整形外科、リハビリ科、リウマチ科
46	山本皮フ科	駅東6-1-22	(44) 1419	皮膚科
47	和田マタニティクリニック	小金井1-30-6	(40) 5503	産科、婦人科

市内の歯医者さん(小山歯科医師会)

	医療機関名	所在地	電話番号
48	岩井歯科クリニック	緑1-9-1	(40) 1177
49	海老原歯科医院	祇園5-7-3	(44) 8148
50	野口歯科クリニック	薬師寺3383	(44) 8880
5	山本歯科医院	薬師寺1516-4	(48) 0058
52	伊沢歯科医院	下古山1-12-2	(53) 0235
53	金田歯科医院	下古山16-19	(53) 7475
54	さくら歯科医院	下古山2-1-6	(53) 8888
5	とみざわ歯科	文教3-8-8	(39) 6308
56	豊田歯科医院	大松山1-4-1	(53) 0307
57	どい歯科□腔外科クリニック	石橋571-1	(32)6121
58	原田歯科医院	石橋362	(53)0033
5 9	山崎歯科医院	石橋284-21	(53) 0275
60	高橋歯科医院	小金井132-6	(44)0101
61	おがわら歯科医院	柴1419-10	(40) 5525
62	おさの歯科医院	医大前4-9-4	(44)6188
<u>63</u>	五月女歯科医院	駅東5-12-15	(44) 8241
64	ハラダ歯科医院	小金井1-5-4	(44) 4182
6 5	増山デンタルクリニック	小金井4-5-2	(40) 8204
66	山中歯科医院	小金井2966	(44) 0401
<u>67</u>	ゆきこ歯科	駅東7-12-11	(44) 6480

夜間、休日の急な病気(軽症)やケガのとき

事前に必ず電話してから、受診してください。

夜間休日急患診療所(内科・小児科)

■診療日時

平日·土曜日 午後7時~10時 日曜·祝日·振替休日·年末年始 午前10時~正午、午後1時~5時、午後6時~9時

■所在地・電話番号

小山市神鳥谷2251-7 ☎(39)8880 (小山市健康医療介護総合支援センター内)

休日急患歯科診療所

■診療日時

日曜・祝日・振替休日・年末年始 午前10時~正午、午後1時~4時

■所在地・電話番号

小山市神鳥谷2251-7 ☎(39)8881 (小山市健康医療介護総合支援センター内)



便利な電話帳

※市外局番(0285) 区分 区分 施設名 電話番号 所在地 施設名 所在地 電話番号 市役所 薬師寺小学校 薬師寺1412 (48)0009本庁舎(代表) 笹原26 (32)8888吉田東小学校 中川島7 (48)5007(48)2393南河内公民館 ⊞中681-1 吉田西小学校 下坪山959 (48)5008公民館 祇園2-21-3 南河内東公民館 本吉田783 (48) 5511 祇園小学校 (44)5002(52) 1157 石橋416 石橋公民館 緑小学校 緑3-16-1 (40)6601国分寺公民館 小金井1127 (40)5563南河内中学校 薬師寺986 (48)0010(48)2395南河内第二中学校 (40)6030南河内図書館 田中681-1 祇園4-16-3 図書 石橋図書館 大松山1-7-3 (52)1136石橋小学校 花の木1-4 (52)1131館 国分寺図書館 駅東3-1-19 (44)3399古山小学校 下古山3-1-9 (52)1132教 生涯学習情報センター 緑3-5-1 (40)0911細谷小学校 細谷693 (52)1133スポーツ交流館 (52) 1134 ス 施ポ 大松山1-7-1 (52)1124石橋北小学校 上古山1932 (52)1130国分寺B&G海洋センター 小金井277-2 (44)5131石橋中学校 石橋1130 南河内体育センター 仁良川1141 (48)2392国分寺小学校 小金井4-2-3 (44)0004(52)3711柴897-1 (44)3161保健福祉センターきらら館 下古山1220 国分寺東小学校 保健福祉センターゆうゆう館 小金井789 (43)1231国分寺中学校 小金井4-1-8 (44)0050ふれあい館 三王山698-5 (47)1126栃木県立石橋高等学校 石橋845 (53)2517消費生活センター 笹原26 (44)4883栃木県立国分寺特別支援学校 柴6-2 (44)5121(44) 2111 (32)8951薬師寺3311-1 農業公社 笹原26 自治医科大学 コミュニティセンター友愛館 柴1019-1 (40)8111 適応指導教室(スマイル教室) 花の木2-2-25 (52)2116グリーンタウンコミュニティセンター 緑3-5-4 (44) 6301 学校教育サポートセンター 花の木2-2-25 (52)1140薬師寺コミュニティセンター 薬師寺1387-25 (48) 5522 国分寺学校給食センター 小金井1210-19 (43)1577セ 東方台地コミュニティセンター 駅東7-4 (44)2604南河内児童館 緑3-5-4 (44)8420国分寺中央コミュニティセンター 児童 小金井5-22-1 (44) 0786 国分寺東児童館 駅東7-4 (44)2604市民農園(市農業公社) 薬師寺2850-1 (32)8951国分寺駅西児童館 小金井5-22-1 (44)0786館 農村環境改善センター 下長田146 (52)1184国分寺姿西児童館 国分寺1599-2 (44)9318(52)1180こどもの広場いしばし (52)1129グリムの館 下古山747 花の木3-8-21 地域活動支援センターゆうがお 石橋950-2 (53) 4621 ファミリー・サポート・センター 緑3-5-4 (40)5963(37)9970 子育て支援センターつくし 障がい児者相談支援センター 笹原26 小金井789 (43)1233(48)5530地域包括支援センターみなみかわち 仁良川1651-1 (48) 1177 子育て支援センターゆりかご 薬師寺1584-6 地域包括支援センターいしばし 下古山1174 (51)0633 |子育て支援センターみるく 下古山3025-1 (39)6305地域包括支援センターこくぶんじ 小金井789 (43)1229本吉田783-1 (48)5054吉田保育園 (40)8428グリム保育園 (52)1127蔓巻公園管理事務所 箕輪420-2 下長田69 E王山ふれあい公園管理事務所 三王11700-1 (38)7150こがねい保育園 小金井1249-1 (44)3377小金井駅東自転車駐車場 駅東3-4-17 (44)9966しば保育園 駅東6-10-3 (44)2788(44)7058薬師寺3311-229 (58)7438 自治医大駅東自転車駐車場 医大前4-4-1 わかくさ保育園 石橋駅自転車駐車場 石橋214-8 (52)1171あおば保育園 薬師寺1584-6 (48)5530下野薬師寺歴史館 薬師寺1636 (47)3121わかば保育園 下古山3025-1 (39)6305しもつけ風土記の丘資料館 国分寺993 (44) 5049 薬師寺2362-5 (48)0063薬師寺保育園 (52)0110下野警察署 下古山2451-41 第二薬師寺幼稚園 祇園4-6-3 (44)9988認定 石橋駅前交番 石橋240 (53) 7374 野ばら幼稚園 中大領386-1 (53)5508(44) 7867 祇園交番 祇園2-1-1 愛泉幼稚園 小金井4-12-8 (44)7783警察 الله 本吉田駐在所 本吉田783-1 (48) 5040 第二愛泉幼稚園 柴1403-12 (44)2838±, 柴769-17 川中子駐在所 川中子2427 (44)0908むつみこども園 (44)0405(44)0045小金井駅前交番 小金井3009-19 薬師寺幼稚園 薬師寺1584-2 (48)0132下石橋246-1 (53) 0509 幼稚園 石橋幼稚園 石橋535 (53)0218消防 石橋地区消防組合 石橋消防署 下石橋246-1 (53) 6169 こども発達支援センターこばと園 (44)6783下古山1220 クリーンパーク茂原 宇都宮市茂原町777-1 028 (654) 0018 こども通園センターけやき 駅東3-1-19 (40)0909清掃 南部清掃センター 野木町南赤塚1513-2 0280(33)3310 下野市商工会(本所) 柴897-10 (44)0202商 施設 中央清掃センター 小山市塩沢576-15 (24)3194 (48)0059下野市商工会(南河内支所) 薬師寺1515 リサイクルセンター 下坪山1632 (39)8844石橋商工会 石橋790-17 (53)0463小山聖苑 小山市外城717-1 (22)1175宇都宮農業協同組合 南河内支所 田中579-1 (48)2211宇都宮市悠久の丘 宇都宮市上欠町719-1 028 (649) 1150 小山農業協同組合 国分寺支店 小金井3009 (44)1115社会福祉協議会 小金井789 (43)1236小山農業協同組合 石橋支店 石橋531-3 (53)1344薬師寺3720-1 シルバー人材センター 薬師寺1949 (47) 1124 道の駅しもつけ (38)6631小金井3009-12 (39)6900 ゆうがおパーク 中大領687 (38)6390観光協会

発 行 下野市総合政策課

FMゆうがお

祇園1-17

(37)8790